2 施策の展開

政策名	施策名	頁
	(1)強靭な県土づくりの推進	23
1 災害に強い県土づくり	(2) 大規模災害等に備えた防災対策の高度化	25
と危機管理の強化	(3)「人的被害ゼロ」に向けた地域防災力の強化	27
	(4) 感染症流行への備え	31
	(1) 地球温暖化の緩和と気候変動への適応	33
2 持続可能な環境づくり	(2)環境への負荷を抑えた循環型社会の構築	35
の推進	(3)豊かな自然の保全と活用	37
	(4) 環境を守り活かす担い手づくりの推進	39
	(1)子育てしやすい社会づくりの推進	41
3 すべてのこどもが健や かに生まれ育つ温かい	(2) 結婚・妊娠の希望が叶い、すべてのこどもが健や かに生まれ育つ環境の整備	43
社会づくり~子育て満	(3) こどもまんなかまちづくりの推進	45
足度日本一の実現~	(4) 児童虐待の未然防止・早期対応と社会的養育の推進	47
	(5)様々な困難を抱えるこどもたちへの支援	49
4 健康長寿社会の構築と	(1) みんなで進める生涯を通じた健康づくり	53
安心できる医療・介護 の提供〜健康寿命日本	(2)安心で質の高い医療の確保	55
一の実現~	(3) 高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアの充実	57
5 障がい者が心豊かに暮 らし働ける社会づくり	(1) 障がい者の希望や特性に沿った就労・自立支援	59
〜障がい者活躍日本一 の実現〜	(2) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の支援	61
A 6 18610 /	(1) すべての人の人権が尊重される社会づくり	65
6 多様性を認め、互いに 支え合う社会の構築	(2) 誰もが共につながり支え合う地域共生社会の実現	67
人に日ヶ江五の旧外	(3) NPOとの協働の推進と支援	69
D =4+ 1	(1)良好な治安と安全で快適な交通の確保	71
7 誰もが安全・安心に暮ら せる社会づくりの推進	(2)消費者の安心や生活衛生の向上と動物愛護の推進	73
このはなっていりに	(3) 食の安全・安心の確保と未来へつなぐ食育の推進	75

主な担当部局: 土木建築部

1 285 Úrðúr















(1)強靱な県土づくりの推進

10年後の目指す姿

- ◆県民の安心の大前提となる「災害に強い県土づくり」に必要な河川改修や 砂防・治山ダムの整備等が着実に進んでいる。
- ◆橋梁・建築物の耐震化や護岸・堤防・岸壁の強化など、地震・津波・高潮 対策が着実に進んでいる。
- ◆東九州自動車道の4車線化、高規格道路のミッシングリンク*1解消等が進むことにより、災害時のリダンダンシー*2が確保されるとともに、平時の定時性・速達性・安全性が向上している。
- ◆橋梁やトンネルなど社会インフラの老朽化対策が着実に進んでいる。

現状と課題

- ■気候変動に伴い、洪水や土砂災害など自然災害が頻発・激甚化しています。平成24・29 年九州北部豪雨、令和2年や令和5年の梅雨前線豪雨でも多大な被害が発生しており、 治水対策等の取組が求められています。
- ■今後30年以内の発生確率が70~80%とされている南海トラフ地震では、想定される最大 死者数が約2万人と甚大な被害の発生が危惧されることから、地震・津波・高潮対策を 着実に進める必要があります。
- ■災害時の救急搬送や緊急物資輸送のためにも、東九州自動車道の4車線化、中九州横断 道路や中津日田道路などの高規格道路のミッシングリンク解消が急務となっています。
- ■高度経済成長期に集中整備された橋梁やトンネルなどの社会インフラの老朽化が進行しており、着実な点検と適切なタイミングで補修を実施する必要があります。また、市町村では、管理する社会インフラの数に対して人材や技術力が不足しています。



出典:気象庁資料を基に作成(大分県調べ)

- ※1 道路網のうち、途中で途切れている未整備区間
- 《2 「冗長性」、「余剰」を意味し、道路においては、災害の発生等により、一部の区間が通行止めになっても、これを迂回できる 道路ネットワーク(代替道路)があらかじめ用意されている状況

主な取組

①流域治水の推進

- ・流域のあらゆる関係者が協働し治水対策に取り組む「流域 治水プロジェクト」の推進
- ・堤体の嵩上げなどによる安岐ダム再生の推進
- ・河川改修等の抜本的な治水対策や河床掘削の推進
- ・気候変動の影響を考慮した治水計画の見直し
- ・住民の迅速な避難を促す洪水に関する防災情報の充実強化

②土砂災害対策の推進

- ・砂防・治山ダムの整備や急傾斜地崩壊対策、地すべり対策の推進
- ・土砂災害警戒区域の認知度向上や土砂災害警戒情報の精度向上など、避難行動を促進する取組の充実強化
- ・防災重点農業用ため池の耐震化や監視カメラの設置など防災機能の強化
- ・再造林・間伐などの実施や保安林の適切な管理による災害に強い森林づくりの推進
- ・盛土規制法に基づく盛土等の適正な管理の推進

③地震・津波・高潮対策の推進

- ・大分臨海部コンビナート護岸の強化など、護岸・堤防の嵩上げや補強対策の推進
- ・優先啓開ルート※3上の橋梁、岸壁の耐震化、無電柱化の推進
- ・木造住宅など建築物の倒壊を防ぐための耐震化促進
- ・市町村が実施する上下水道などライフラインの耐震化促進
- ・津波・高潮に関する防災情報の充実強化
- ・事前復興まちづくり計画の策定に取り組む市町村への支援

④災害に強い道路ネットワークの整備推進

- ・東九州自動車道の4車線化、中九州横断道路や中津日田道路など高規格道路の整備推進
- ・優先啓開ルート上の道路のり面対策の推進

⑤社会インフラの老朽化対策

- ・予防保全型※4インフラメンテナンスの推進
- ・ICT等新技術の活用による効率的な点検や補修工事の推進
- ・メンテナンス会議等を通じた市町村に対する技術的支援の推進



港湾施設点検における ドローンの活用

北 - 4	基準値			目相	票値		
指標名	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度
治水対策により浸水被害が軽減する地区数 (地区・累計)[過去に浸水被害のあった地 区数に対する割合]	_	8 [6.3%]	17 [13. 3%]	20 [15. 6%]	26 [20. 3%]	36 [28. 1%]	81 [63. 3%]
土砂災害のリスクが軽減される家屋数 (戸・累計)[優先的に整備を進める要対策 箇所*5の家屋数に対する割合]	417 [6.1%]	501 [7. 4%]	582 [8.6%]	666 [9.8%]	712 [10.5%]	825 [12. 1%]	6,803 [100%]
優先啓開ルート上における橋梁耐震化率 (%)	58. 2	60.7	63.2	65.8	67.0	69.6	80.3
住宅耐震化率(%)	84.0 (H30)	_	92 (R5)	_	-	ı	95 (R10)

- ※3 救命・救急活動や緊急物資の輸送等を速やかに行うために優先的に通れるようにするルート
- ※4 更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法
- ※5 土砂災害警戒区域のうち、要配慮者利用施設が保全対象に含まれるなど、大分県地域強靱化計画に記載された箇所

(2)大規模災害等に備えた防災対策の高度化





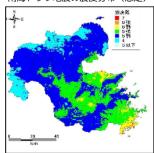
10年後の目指す姿

- ◆AIや衛星データ、ドローン、空飛ぶクルマ等の先端技術を活用した防災対 策の高度化が進み、迅速な情報伝達や応急対策が実施できている。
- ◆災害時に住民が躊躇することなく早期避難できるよう、プライバシーや多 様性などに配慮した避難所環境が整備されている。
- ◆市町村域を超える大規模災害や複数の災害が同時に発生する複合災害等に 備え、県内外からの人的・物的支援を迅速かつ効率的に受け入れる体制が 整備されている。

現状と課題

- ■頻発・激甚化している豪雨災害や切迫する南海トラフ地震への対策が喫緊の課題になって います。
- ■迅速かつ的確な状況把握や応急対策を行うため、先端技術を活用した防災対策の高度化が 求められています。また、生存率が著しく低下するとされる発災後72時間までの人命救助 に向け、関係機関との連携を強化することも重要です。
- ■住民の早期避難を実現するには、誰もが安心して利用できる避難所の環境整備が必要です。
- ■大規模災害時に、県内外の支援を効果的に受け入れるためには、関係団体との連携による 体制強化が不可欠です。
- ■大分臨海部コンビナート地区の被災や近隣の原子力発電所の事故による放射性物質拡散の 影響、火山(鶴見岳・伽藍岳、九重山)の噴火など、地震・津波との複合災害に対する備 えも必要です。

南海トラフ地震の震度分布(想定)



出典:大分県地震被害想定調査 (H31年公表版)

25



ドローンによる救援物資配送

主な取組

①迅速な情報伝達と災害応急対策の強化

- ・AIや衛星データを活用した災害情報の収集・分析による初動 対応の強化
- ・ドローンや防災へリ等を活用した迅速な被害状況把握や救出 救助・物資輸送体制の充実、孤立集落対策の強化
- ・災害情報や避難所の場所、ハザードマップ等を確認できる 「おおいた防災アプリ」の普及推進



AIによる災害情報分析

- ・多言語対応など、外国人や観光客等への災害情報の発信強化
- ・実践的な防災訓練等を通じた市町村や消防、自衛隊、事業者など関係団体との連携強化
- ・建設産業の人材確保や企業、団体等との連携による道路啓開体制の充実
- ・災害廃棄物処理に関する広域連携・協力体制の充実

②避難所環境の整備、被災者支援の充実

- ・備蓄物資の確保や感染症対策、空調設備の導入のほか、プライバシーや多様なニーズへ の配慮など避難所環境整備と運営への女性参画の促進
- ・非常用電源の整備など福祉避難所※1の充実や孤立の可能性の ある集落における備蓄推進などを図る市町村への支援
- ・旅館・ホテル等を活用した大規模災害時の避難先の確保
- ・被災地の医療・福祉を支える災害派遣チーム※2を担う人材の 確保・育成など、被災者支援体制の充実



プライバシー等に配慮した避難所

③応援・受援体制の強化

- ・応援職員の派遣や広域避難など、県・市町村の相互応援体制の強化
- ・九州・山口各県や緊急消防援助隊等と連携した広域的な受援体制の充実

4複合災害への備え

- ・石油コンビナートにおける迅速な災害情報の収集・連絡調整など実践的な訓練の充実
- ・愛媛県と協働した原子力防災訓練の実施、放射線防護措置の実施体制等の強化
- ・火山避難計画に基づく避難訓練の実施、住民・登山者等への普及啓発の強化

指標名	基準値	目標値						
]E 15. L	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
県と連携して防災訓練等を実施した防災 関係機関の割合(%)	75.5	100	100	100	100	100	100	
県民安全・安心メール及び防災アプリ等 の登録件数(件・累計)	196, 151	206,000	216,000	226,000	236,000	246,000	296, 000	
避難所における飲料水の備蓄目標を達成 している市町村の割合(%)	100	100	100	100	100	100	100	
避難所における携帯トイレ等の備蓄目標 を達成している市町村の割合(%)	22. 2	33.3	55.5	77.7	100	100	100	

一般避難所での生活が困難な高齢者や障がい者、乳幼児など配慮を必要とする避難者を対象に設置される避難所。施設がバリア フリー化され、相談等支援体制が整備されていることを基準に、社会福祉施設等を市町村が指定

^{※2} 災害派遣医療チーム (DMAT)、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、災害派遣福祉チー





「人的被害ゼロ」に向けた地域防災力の強化

10年後の目指す姿

- ◆県民一人ひとりが、災害時に自分の命は自分で守る「自助」の意識を高め、 早期避難行動をとることができている。
- ◆地域住民が協力し合って、要配慮者の避難などを助け合う「共助」の体制 が構築されている。
- ◆消防本部や消防団の広域的な相互応援体制が充実し、激甚化する災害にも 的確に対応できる消防力が強化されている。
- ◆自助、共助の取組や防災意識の定着などにより、人的被害ゼロに向けた地 域防災力が強化されている。

現状と課題

- ■人口減少や高齢化が進行する中、地域の防災力を維持・向上していくためには、自助・共 助による住民主体の防災対策を一層進めることが必要です。
- ■早期避難の習慣化に向け、まずは県民一人ひとりの防災意識を高める必要があります。特 に、若年層の意識向上を図るには、職場や学校などにおける防災啓発の取組が重要です。
- ■高齢化等で避難訓練の実施が困難な地域では、自主防災組織や防災士等と連携した訓練支 援が求められています。令和2年7月豪雨における全国の犠牲者の約8割が高齢者であっ たことなどから、要配慮者の避難支援体制の強化も不可欠です。
- ■消防団員の減少や平均年齢の上昇など、地域の消防力低下が危惧される一方で、消火、救 急、救助業務に加え、激甚化する災害等に的確に対応するため、消防力の充実強化が求め られています。



自主防災組織避難訓練等実施率 80 69.9 79.3 78.7 70 60 50 40 30 → 自主防災組織避難訓練等実施率(%) 20 → うち津波浸水想定区域(%) 10

出典:大分県調べ

出典:大分県調べ

主な取組

①「自助」の意識向上

- ・高校や大学等との連携による防災教育の推進
- ・地震体験車・VR動画など疑似体験ツールの活用や防災アクシ ョンデー等を通じた防災意識の醸成
- ・世代に広じた効果的なコンテンツや媒体を活用した防災啓発 の推進
- ・地域、学校及び事業所単位等での防災研修やタイムライン (避難行動計画)の普及を通じた早期避難の促進





高校生、大学生が参加した防災座談会

②「共助」の体制強化

・NPOや地元防災十会で構成する避難させ隊※1の活用等による 地域の特性を考慮した避難訓練実施への支援

・家庭、事業所等における備蓄や家具の転倒防止など、身近な防災対策の促進

- ・防災士の育成やスキルアップへの支援、自主防災組織との連携 強化
- ・高齢者や障がい者等の個別避難計画の作成促進、自主防災組織 等と連携した要配慮者への支援体制づくりの推進
- ・住民主体による避難所運営に向けた人材育成と訓練の促進
- 災害ボランティアセンターを設置・運営する人材の育成
- 自主防災組織による避難訓練
- ・被災者へのきめ細かな支援や早期の生活再建に向けたNPO等との連携強化、災害ケース マネジメント※2の推進

③消防力の充実強化

- ・地域の消防アドバイザー※3や事業所等と連携した若者・女性などの消防団への加入促進
- ・消防団員の処遇改善・装備充実、機能別団員※4の活用等による消防団の充実強化
- ・消防学校における実践的訓練施設等の整備、教育・訓練を通じた消防職員や消防団員の 現場対応力向上
- ・おおいた消防指令センター※5の運用による大規模災害等への対応力の強化、消防本部・ 消防団による広域的な実動訓練の実施

指標名	基準値	目標値						
	R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
自主防災組織避難訓練等実施率(%)	69.9	90	90	90	90	90	90	

- 地域住民の避難訓練に計画段階から実践、検証に至るまで一貫して参画し、助言・指導を行う組織
- ※2 被災者一人ひとりの状況を把握した上で、市町村と関係機関等が連携してきめ細かな支援を継続的に実施する取組
- ※3 消防団活動の魅力の発信や地域の方々の防災意識向上などに取り組む人材
- ※4 能力や事情に応じて、入団時にあらかじめ決めた特定の活動や時間帯にのみ参加する消防団員
- 県内すべての119番通報を一元化して受け付ける新たな消防指令センター(令和6年10月から運用開始、大分市に設置)

自然災害から県民の命と暮らしを守るために

頻発・激甚化する豪雨や切迫する南海トラフ地震等から、県民の命と暮らしを守るた め、ハード・ソフトの両面から取組を進めていくとともに、自分の命は自分で守る「自 助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の取組を促進していきます。

みんなで取り組む「流域治水」

気候変動の影響による集中豪雨等の増加により、これまでの行政が主体で行う「治水」 では河川の氾濫を防ぎ切れなくなっています。

これからは、被害を最小限にするため、流域※1全体で行政、県民、企業等あらゆる関係 者が協働して「流域治水」を准めていきます。

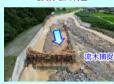
行政の取組例



玉来ダムの効果 (R4台風14号)



安岐ダムの再生



小野川 (日田市) の流木捕捉 (R5梅雨前線豪雨)



田んぼダム による洪水調節

家庭田雨水タンク

による雨水の貯留

雨水の浸透

駐車場の透水性舗装 による雨水の浸透

待ったなし!地震・津波対策

<後悔しないための住宅耐震化>

令和6年能登半島地震では、全半壊した住家が2万5千棟超に上りま した。尊い命を守るためには、古い住宅の耐震化や耐震シェルター※2 の設置などの対策が必須です。

県と市町村で協力し、耐震アド 耐震アドバイザー派遣 バイザーの派遣や耐震診断、耐震 改修に補助を行っています。明日 起こるかもしれない大地震に備え て、住宅の耐震化を考えてみませ んか。







「木造住宅耐震化」補助制度 耐震化の一例(筋交い)

耐震シェルター

※1 流域:降った雨が地表などを流れて川に流れこむ範囲

※2 耐震シェルター:住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)を作り安全を確保するもの

<大分臨海部コンビナート護岸の強化>

大分港海岸の背後には、住宅等が密集 する市街地や、県経済の要となる九州唯 一の石油化学コンビナート等が立地して います。これらの地域を、南海トラフ地 震による津波や、台風による高潮から守 るため、護岸の強化を行っています。



先端技術を活用した災害対応の高度化

迅速な情報伝達と災害応急対策の強化のため、被害状況を映像で確認することができる ドローンなど先端技術の活用はすでに欠かせない手段となっています。

県では、大分県ドローン協議会と協力協定を締結し、事業者が撮影した映像を災害情報 プラットフォーム「EDiSON(エジソン)」により早期に市町村や関係機関と共有してい ます。また、「令和5年6月からの豪雨災害」では由布市の孤立地域において、ドローン を使った発災直後の救援物資の輸送を全国で初めて実施しました。

加えて、AIによる災害情報の収集・解析や、アバターロボットによる避難所支援のほか、 衛星データの活用の検討を進めており、先端技術を活用して防災対策を高度化させ、災害 対応の迅速化・適切化を図っていきます。







アバターロボットを使った避難者支援

早期避難で命を守る!

豪雨や地震等の災害に備え、「公助」の取組をしっかり進め ていきますが、命を守るために最も大切になるのは「自助」 「共助」の取組です。

このため、家具の転倒防止対策や非常持出品の準備といった 平時の備えに加え、発災時に早期避難が行えるよう「おおいた 防災アプリ」による情報の収集や、タイムラインの作成により、 あらかじめ家族で避難を開始するタイミングを確認しておくと いった自助の取組を促しています。

同時に、発災時の避難の声かけや避難行動の支援、円滑な避 難所運営や避難生活を地域で協力し合い支え合って行えるよう、 自主防災組織の防災訓練の支援や地域で活動する防災士の養成 など、共助に繋がる取組を進めています。

これら自助、共助の取組により地域防災力が強化されるよう、 市町村と連携して取組を進め、「人的被害ゼロ」の実現を目指 します。



防災アプリ



(4)感染症流行への備え

10年後の目指す姿

- ◆新興・再興感染症^{※1}から県民の生命・健康を守ることができている。
- ◆新興感染症のまん延防止に向けた医療提供体制や病原体等の検査体制が 整っている。
- ◆感染症の流行に備え、研修・訓練を受けた人材や医療用資機材、関係機関・団体の連携体制が日頃から確保されている。

現状と課題

- ■近年の地球温暖化の進展や国際的な人流・物流の活発化に伴い、新型コロナウイルス感染症に加え、動物由来など様々な新興・再興感染症が世界的な脅威となっています。
- ■新型コロナウイルス感染症では、流行初期から対応する医療機関、感染拡大期に対応する 医療機関の確保が十分でなく、一部の医療機関に負担がかかり続けた地域もあったことか ら、各段階で対応する医療機関を確保し、その役割分担を明確にすることが必要です。
- ■また、県内全体の病床数が充足していても、人口の多い大分市で病床が不足することが あったため、圏域ごとの人口に応じた病床確保が重要です。
- ■加えて、行政機関の検査能力拡充に時間を要したこと、行政機関と医療機関・民間検査機関等との役割分担が明確でなかったこと、検査機器や試薬・個人防護具等が不足していたことにより、特に流行初期段階の検査数急増への対応に苦慮したため、平時からの検査体制の整備が必要です。
- ■国レベルで検査手法等が確立された際には、すぐに導入できるよう、県や保健所設置市である大分市、教育研究機関である大学の連携が重要です。
- ■感染拡大時は保健所職員のみでの現場対応が困難になることから、県庁内の保健所応援体制、外部の保健師など専門職の派遣要員(IHEAT)、人材派遣会社等を活用する体制の整備が必要です。



発熱外来での問診(県看護協会)



感染症検査(県衛生環境研究センター)

主な取組

①感染症対策の総合的な推進

- ・エボラ出血熱やMERS、新型インフルエンザなど新興感染症、結核など再興感染症の対策 強化
- ・人獣共通感染症の対策において分野横断的に課題解決に取り組む「ワンヘルス・アプロー チ」の推進
- ·薬剤耐性^{※2} (AMR) 対策の推進と院内感染対策の徹底
- ・平時からの関係機関の連携強化 (医療、消防、福祉、大学など関係機関で構成する感染 症対策連携協議会*3の活用や流行初期の対応などを想 定した実践的な訓練の実施等)
- ・発生動向の正確な把握と分析、迅速な情報提供
- ・市町村と連携した予防接種の促進
- ・正しい知識の普及によるまん延防止と人権擁護



主な担当部局:福祉保健部

感染症対策連携協議会での協議の様子

②医療提供体制・検査体制の確保

- ・感染症指定医療機関**4や医療措置協定を締結した医療機関**5との連携による入院病床や発熱外来の確保
- ・自宅療養者等への医療・療養支援、後方支援医療機関等 の確保
- ・県衛生環境研究センターのほか関係機関の検査体制の充実
- ・抗インフルエンザ薬等の薬剤や個人防護具等の医療用物 資等の備蓄の推進



感染症入院患者の看護(県看護協会

③感染症対策を担う人材の確保・育成

- ・研究機関や大学等との連携を通じた保健所、県衛生環境研究センター職員の専門性の向上
- ・IHEATや感染管理認定看護師※6等のさらなる育成

指標名	基準値		目標値					
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度	
新興感染症患者の受入病床数(床)	_	525	525	525	525	525	525	
PCR検査可能数(件/日)	_	1,100	1, 100	1,100	1, 100	1,100	1,100	
感染管理認定看護師の資格取得者数 (人・累計)	42	44	46	48	50	52	62	

- ※2 感染症の原因となる病原体に、特定の種類の抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物薬が効きにくくなる、又は効かなくなること。
- ※3 感染症発生・まん延時の対応の枠組みを平時から協議する会議体
- ※4 都道府県知事が指定し、特定の感染症に罹患した患者の入院治療を行う医療機関
- ※5 感染症発生・まん延時における医療提供等に係る協定を都道府県と締結した医療機関
- 66 感染対策に関する高度な専門知識と技術をもつ看護師。公益社団法人日本看護協会が認める教育機関での課程を修了し、審査に合格した者が認定される。

主な担当部局:生活環境部、農林水産部

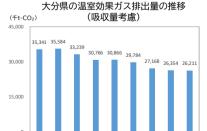
(1)地球温暖化の緩和と気候変動への適応

10年後の目指す姿

- ◆県民一人ひとりが地球温暖化問題を自分ごととしてとらえ、家庭・業務 (事業所)・運輸部門での排出削減の取組が拡がり、地球温暖化の緩和に向 けて温室効果ガスの排出量が減少している。
- ◆大径材の利用拡大と早生樹*1造林の取組が浸透し、人工林資源の若返りが 進むなど、吸収源*2対策が拡大している。
- ◆猛暑など気候変動に適応していくことへの理解も深まり、農業における高 温耐性品種への転換など各分野で適応策の取組が進んでいる。

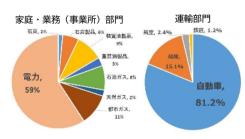
現状と課題

- ■地球温暖化の進行により、大雨や台風等の自然災害の激甚化、記録的な猛暑、農作物や生 態系への影響等が懸念されています。
- ■本県の温室効果ガスの排出量は減少傾向にありますが、2050年のカーボンニュートラルの 実現に向けては、各分野での排出削減の取組を一層進めていく必要があります。
- ■家庭・業務(事業所)部門の排出の約6割は電力由来であるため、県民一人ひとりの省エネルギーに対する意識を高めるとともに、太陽光発電設備の導入や省エネルギー建築物の普及が重要です。
- ■運輸部門の排出の約8割は自動車由来であるため、電動車**3の導入促進や公共交通への転換等の排出削減策が求められています。
- ■スギ・ヒノキ等の人工林の約6割は利用期を迎えています。森林による吸収源対策を進めるには、高齢林の伐採促進と林業適地への着実な早生樹造林が重要です。
- ■温室効果ガスの排出削減に取り組む一方で、気候変動の影響による被害を回避・軽減する 適応策の取組も必要です。





原因別二酸化炭素排出割合



出典:大分県調べ

- ※1 一般的には、スギやヒノキに比べて成長が早いコウヨウザンなどの樹種を指す。なお、大分県では成長が早いスギのエリートツリー等も含めて早生樹と称している。
- %2 CO_2 等の温室効果ガスを吸収する森林や海洋等のこと。
- $_{2}$ ※3 電気自動車 (EV) 、ハイブリッド自動車 (HV) 、プラグインハイブリッド自動車 (PHV) 、燃料電池自動車 (FCV) 等





















主な取組

①温室効果ガスの排出削減の推進

<家庭部門>

- ・家庭向け省エネルギー診断や九州7県公式環境アプリ「エコふぁみ」等の活用による県民 一人ひとりの省エネ行動の促進
- ・太陽光発電や蓄電池等の再生可能エネルギー設備、高効率給湯器等の省エネルギー機器の 導入支援
- ・ZEH^{*}4など、本県の気候特性に応じた省エネルギー住宅の普及促進

<業務(事業所)部門>

- ・「おおいたグリーン事業者認証制度^{※5}」の推進、環境省の環境マネジメントシステム「エコアクション 2 1 ^{※6} 」の認証取得支援などによる事業所の取組促進
- ・公共施設や民間施設のZEB^{※7}化など、省エネルギー対策の推進
- ・県有施設への太陽光発電設備設置など、再生可能エネルギーの導入推進

<運輸部門>

- ・ノーマイカーウィーク等を通じた公共交通機関への転換の 推進
- ・陸上輸送から海上輸送への転換に向けたポートセールスの 強化などモーダルシフトの促進
- ・公共交通のEVシフトや充電ステーションの拡充などによる 電動車の普及促進



燃料電池自動車 (FCV)

②吸収源対策の推進

- ・加工施設整備の推進等を通じた大径化した高齢林の利用促進
- ・早生樹を中心とした再造林や間伐など、適切な森林整備の推進
- ・藻場の保全回復(ブルーカーボン)に向けた取組の推進

③気候変動適応策の推進

- ・農作物の高温耐性品種への転換や温暖化に対応した栽培管理 技術の開発・普及
- ・大雨による被害を最小限にとどめる治水対策等の強化



着実な再造林による 吸収源の持続的な確保

・県気候変動適応センター^{※8}による情報収集・分析、企業の理解促進に向けたセミナー開催などによる適応策の普及・啓発

指標名	基準値	目標値						
指標名	R 5年度	R6年度	R 7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度	
温室効果ガス排出量(吸収量考慮) (千 t − C O 2 以下)	26, 211 (R 3)	25,991 (R4)	25,770 (R5)	25,550 (R6)	25,329 (R7)	25,109 (R8)	24,007 (R13)	
早生樹による再造林面積(ha)	59	90	140	230	380	590	830	
計画等を策定し地域気候変動適応対策に 取り組む市町村数(市町村・累計)	5	6	9	12	15	18	18	

- ※4 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Net Zero Energy House) の略、通称「ゼッチ」。太陽光発電による電力創出、省エネルギー設備の導入、外皮の高断熱利用などにより、生活で消費するエネルギーよりも生み出すエネルギーが上回る一般住宅
- ※5 CO。削減やプラスチック削減に取り組む事業者を県が認証し、認証事業者の取組を支援する制度
- ※6 事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めたもの。認証取得により企業価値が向上し、取引先の拡大等につながる。
- ※7 ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング (Net Zero Energy Building) の略、通称「ゼブ」。※4のビル版
- ※8 気候変動適応法に基づき県庁内に設置(令和3年4月)されたセンター

主な担当部局:生活環境部















(2)環境への負荷を抑えた循環型社会の構築

10年後の目指す姿

- ◆プラスチックごみや食品ロスなどの問題に対する意識が高まり、3 R^{※1}の 取組により、環境への負荷や資源の消費が抑制された循環型社会が構築さ れている。
- ◆不法投棄の未然防止などにより、廃棄物の適正処理が徹底されているとと もに、災害廃棄物処理の知識やノウハウが市町村や民間事業者と共有さ れ、発災時の迅速な処理体制が構築されている。
- ◆良好な大気環境、美しく豊かな水環境が維持されている。

現状と課題

- ■本県の産業廃棄物の再生利用率は、全国よりも高い状況が続いています。さらなる再資源化を推進するには、循環産業を牽引する優良産業廃棄物処理業者の拡大が必要です。
- ■おおいたプラごみゼロ宣言**2に基づき、県民・事業者・行政が一体となって、プラスチックごみの排出抑制と資源循環等に向けて取り組んでいく必要があります。
- ■県内では毎年約5万tの食品ロスが発生しており、対策が必要です。
- ■不法投棄などの廃棄物の不適正処理が、依然として県内各地で発生しています。早期発見 と迅速な対応により、適正処理を推進していく必要があります。
- ■大規模災害に伴い大量に発生する災害廃棄物は、生活環境の悪化を招くだけでなく、復旧・復興の妨げとなることから、迅速かつ適正な処理体制を整備することが不可欠です。
- ■県内の大気環境と水環境は、一部の大気汚染物質や河川、海域では環境基準を達成できていないものの、大部分で基準を達成しており、良好な状態で推移しています。引き続き、安全・安心な大気・水環境を維持することが必要です。



出典:産業廃棄物の排出・処理状況(環境省) 大分県産業廃棄物実態調査



出典:大分県調べ

主な取組

①プラスチックごみなど廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進

- ・住民参加型のペットボトル回収による啓発運動や民間団体と 連携したごみ拾い大会の開催など、プラごみ削減行動の促進
- ・「おおいたグリーン事業者認証制度」の普及、プラスチック 代替製品の開発・転換など、事業者の排出抑制の取組支援
- ・各種産業におけるプラスチックごみの分別回収の促進
- ・市町村との連携によるプラスチックごみなどの分別回収の 推進
- ・県リサイクル認定製品※3の拡大など3尺の推進
- ・小売業者等と連携した「手前取りキャンペーン」など食品 ロス削減の推進



認証制度 おおいたグリーン事業者 認証制度のロゴマーク

②廃棄物の適正処理の推進

- ・AIカメラ^{※4}や防護フェンスを活用した不法投棄防止対策 の強化
- ・ドローン等を活用した産業廃棄物処理業者への監視指導の 強化
- ・研修会の実施等を通じた災害廃棄物処理に関する市町村等 との連携・協力体制の充実



ドローンによる廃棄物処理場の空撮状況

③大気・水環境対策のさらなる推進

- ・大気や河川等の公共用水域、地下水の常時監視、健康等への影響が懸念される化学物質等を排出する事業所の監視や指導の強化
- ・PM2.5の成分分析による発生源の把握と対策の実施
- ・地域の特性に応じた下水道整備など生活排水処理の取組推進
- ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進、浄化槽の適正な維持管理に向けた 啓発・指導の強化

指標名	基準値		目標値						
	R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度		
一般廃棄物の最終処分量(t以下)	25,097	24, 300	23,700	23, 100	22,500	22,000	19,200		
	(R4)	(R 5)	(R 6)	(R 7)	(R8)	(R9)	(R14)		
産業廃棄物の最終処分量(t以下)	69,820	66,700	64,500	62,000	61,600	61,300	59,300		
	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R14)		
河川の環境基準達成率(%)	93.0	100	100	100	100	100	100		
	(R4)	(R5)	(R 6)	(R7)	(R8)	(R 9)	(R14)		

[·] リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)

^{※2} 県民・事業者・行政が連携・協力し、本県のかけがえのない自然環境を次の世代に確実に継承するため、新たに発生するプラス 券ックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくことを宣言(令和5年8月)

^{※3} 廃棄物の減量及び資源の有効利用に資するものを大分県リサイクル認定製品として認定し、認定製品の利用促進を図るもの。
※4 人工知能(AI)を搭載したカメラで、映像の記録と同時に解析によりリアルタイムで不法投棄を覚知することが可能

主な担当部局:生活環境部

(3)豊かな自然の保全と活用

10年後の目指す姿

- ◆県民、民間団体、事業者等が自然の保護・保全に積極的に取り組んでおり、 野生動植物の生息・生育場所等が回復傾向にある。
- ◆農山漁村が維持され、森林や農地等が持つ水源のかん養や土砂崩壊防止、 景観の保全などの多面的機能が保全されている。
- ◆有限の資源である温泉の持続可能な利用が図られている。
- ◆ユネスコエコパークや日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業 遺産などの多様な地域資源が保全され、それらを活かした地域づくりが進 んでいる。

現状と課題

- ■本県は、緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など豊かな自然に恵まれており、県土面積の約3割が自然公園に指定されています。将来への継承に向け、自然共生社会**1づくりを進める必要があります。
- ■多くの野生動植物が生息・生育場所を失うなど生物多様性の危機が進行しており、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる取組(ネイチャーポジティブ)が求められています。
- ■自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを楽しむよう になった一方で、植物の採取や登山道を外れて歩くなどの行為が後を絶ちません。自然を 守る意識を高める必要があります。
- ■県民に多様な恩恵をもたらす農山漁村が持つ多面的機能や美しく豊かな景観を次世代へ引き継いでいく必要があります。
- ■発電など地熱・温泉熱の利用が増加する中で、地域によっては温泉資源の衰退が懸念されています。
- ■祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島・おおいた豊後大野ジオパーク、阿蘇 くじゅう国立公園、国東半島宇佐地域世界農業遺産などのさらなる魅力向上や積極的な情 報発信に取り組むことも必要です。

生物多様性が適切に保たれ、自然とふれあう機会が確保され、社会経済活動においても自然と調和するなど、自然の恵みを将来



温泉温底経時変化 (別府市中心部)
100
100
00
80
100
00
40
20
1870
1920
1970
2020
2070
2120
高商 (年)

出典:大分県レッドデータブック

出典:別府市温泉資源量調査(大分県調べ)



















主な取組

①生物多様性の保全・回復の推進

- ・「おおいたの重要な自然共生地域^{※2}」の選定拡大など保全 活動の促進
- ・環境保全活動への積極的な参加促進や自然環境を利用する 上でのマナー向上など、自然保護意識の醸成
- ・希少野生動植物の保護、多様な生物の生息・生育地として 重要な森林や河川、干潟、ため池などの保全・回復
- ・特定外来生物の生息調査、防除対策の普及啓発、市町村と 連携した防除等の対策強化



おおいたの重要な自然共生地域 鳴子川渓谷(九重町)

②快適な地域環境の保全

- ・地域の団体等との協働による魅力ある景観の保全・形成
- ・日本型直接支払制度*3等を活用した農地や水路の維持保全など、農山漁村の活動支援
- ・自然環境や景観に配慮した社会資本整備の推進
- ・県民との協働による里山づくりなど、自然とふれあう都市 公園の充実



おおいたらしい自然豊かな景観やまなみハイウェイエリア

③持続可能な温泉利用の推進

- ・温泉法に基づく温泉掘削等の規制・指導の徹底
- ・温泉資源保護のための市町村と連携した温泉資源量調査やモニタリング調査の実施
- ・地域と共生する大規模な地熱開発など、温泉資源の適正利用の推進

④ユネスコエコパークなど地域資源を活用した 地域づくりの推進

- 教育・学習活動を通じた地域資源の保全・活用意識の醸成
- ・地域資源の持続可能な利活用に向けた大学との連携による 調査研究の推進など、魅力向上に向けた取組の推進
- ・自然を核とした地域の魅力の発信、登山道整備ツアーなど、 新たなツーリズムの展開等を通じた誘客の推進
- ・利用者負担制度の検討など、持続可能な利用の推進



おおいた豊後大野ジオパーク 原尻の滝(豊後大野市)

指標名	基準値	目標値						
	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
おおいたの重要な自然共生地域の選定数 (地域・累計)	28	29	30	31	32	33	38	
阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数 (大分県分)(千人)	3,242 (R4)	4,600 (R5)	5,300 (R6)	6,000 (R7)	6,060 (R8)	6,120 (R9)	6, 420 (R14)	

- ※2 身近な自然で生物多様性が保たれている又は希少野生動植物が生息・生育している地域のうち、自然公園法等による法的規制がない又は弱い地域を中心に大分県が選定する地域
- ※3 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する制度

主な担当部局:生活環境部

(4)環境を守り活かす担い手づくりの推進

10年後の目指す姿

- ◆環境問題に対する意識が高まり、県民一人ひとりが環境問題を自分のこと として考え、主体的に行動している。
- ◆地域の環境保全活動を担う団体の取組の活性化や参加者の拡大、活動に取り組みやすい環境の整備が進んでいる。
- ◆県民や企業の環境保全の取組が注目を集めるものとなり、観光や移住・定住など様々な面で国内外から活力を取り込むことができている。

現状と課題

- ■地球温暖化やプラスチックごみ問題等、世界規模の課題について県民一人ひとりが関心を持ち、自分のこととして考え、行動を変えることが必要であり、環境教育の重要性がますます高まっています。
- ■これまで推進してきた「おおいたうつくし作戦*1」を牽引し、地域の環境保全活動を担ってきた「おおいたうつくし推進隊」の新規登録団体数は減少傾向にありました。 新たな県民運動「グリーンアップおおいた*2」の開始を契機として、未来の環境を守る人づくりとあわせ、環境保全団体の活動を一層活性化していく必要があります。
- ■環境にやさしい暮らし方を選択するなど、環境問題への関心が国内外を問わず高まっています。本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」ため「グリーンアップおおいた」を展開し、観光や移住・定住などにつなげることで経済発展を促していくことも重要です。



環境保全団体による清掃活動



大分県環境教育アドバイザー派遣事業















主な取組

① "未来"につながる人材育成

- ・幼児向けの環境劇や高校・大学生向けのデータを活用した教育など、世代に応じた環境 教育の推進
- ・こどもたちを対象とした自然体験活動など、実体験を伴う環境教育の推進
- ・グリーンアップおおいたアドバイザー**3派遣などによる学校や職場、地域における環境 教育の推進
- ・グリーンアップおおいたアドバイザーなど環境教育・啓発を担う人材の育成



幼児向け環境劇



こどもたちを対象とした自然体験活動

②持続可能な"活動"につながる環境の整備

- ・若年層やファミリー層など幅広い世代の環境保全活動への 参加促進
- ・清掃活動に取り組む団体への支援など、環境保全活動に取 り組みやすい環境の整備
- ・グリーンアップおおいた実践隊^{**4}と行政との情報共有や意 見交換を通じた環境保全ネットワークの拡充
- ・環境美化活動や環境保全の学術研究などに功績があった個 人や団体、企業などの顕彰



環境保全団体が再生、保全する 松林でのマルシェの様子

③ "元気" につながる活動への深化

- ・新たな取組を行うグリーンアップおおいた実践隊への支援など、団体の活性化等につながる取組の推進
- ・グリーンアップおおいた実践隊を受入先とした国内外からの誘客の推進

指標名	基準値		目標値					
	R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
グリーンアップおおいた実践隊登録数 (団体・累計)	_	80	95	110	115	120	145	

^{※1} 本県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、身近な環境保全活動から地域活性化につながる活動まで、幅広く展開 する県民運動

^{※2} 本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進める 「環境先進県おおいた」を目指す県民運動(「環境先進県おおいた」については、137~138ページに詳細を掲載)

^{※3} グリーンアップおおいたの一環として、県が地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に派遣する講師

^{※4} 県内各地で環境保全活動を通じてグリーンアップおおいたを実践する団体

- ◆かけがえのない個性ある存在として、こどもが自己肯定感を持って健やか に育つことができている。
- ◆地域社会全体で子育てを応援する体制が構築され、子育て世帯が孤立する ことなく安心して子育てすることができている。
- ◆職場における子育てへの理解が進むとともに、支援が充実し、男女が協力 して家事や育児を行うなど、希望に応じて「共育て」と「共働き」ができ ている。

現状と課題

- ■こどもが自己肯定感を持って健やかに育つことができるよう、幼児教育・保育をはじめ、 地域で子育て支援を担う人材の確保と質の向上が必要です。
- ■共働き世帯が増加する中、保育所や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター**1 など、子育て支援サービスへのニーズはますます高まっています。保育所等待機児童は解消しているものの、特定の施設を希望し入所しなかった児童等も相当数います。
- ■「理想よりも予定のこどもの数が少ない理由」の最も多い回答は経済的負担となっており、負担感の軽減が求められています。
- ■県内の子育て世帯の約3割が、父親の職場において「子育てに対し理解を感じない」と回答(令和5年調査)しているため、職場の理解促進が必要です。
- ■男性の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合は高くなる傾向がありますが、本 県の「父親が積極的に育児をしていると回答した3歳児を持つ母親の割合」は、全国に比べ 低くなっています。
- ■子育てに関する役割分担では、7割弱が子育ては「もっぱら妻が行っている」又は「主に妻が行うが夫も手伝っている」と回答(令和5年調査)しており、妻に子育ての負担が偏っています。

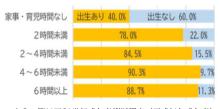
理想よりも予定のこどもの数の方が 少ない理由(大分県)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育てや教育にお金がかかり	66.5%	67.4%	71.1%
すぎるから	《 1 位 》	《 1 位 ≫	《1位》
自分の仕事(勤めや家業)が	26.1%	24.5%	26.7%
忙しいから	≪ 2 位 ≫	《 2 位 ≫	≪ 2 位 ≫
これ以上、育児の心理的、肉	17.3%	21.3%	24.1%
体的負担に耐えられないから	≪ 4 位 ≫	《 3 位 ≫	≪ 3 位≫
高年齢で生むのはいやだから	24.4%	20.7%	18.3%
前午師で生むのはいでたから	《 3 位 》	≪ 4 位 ≫	≪ 4 位 ≫
夫婦の一方に家事・育児の負	16.2%	12.6%	17.0%
担がかたよっているから	≪ 5 位 ≫	《6位》	≪ 5 位≫
欲しいけれどできないから	14.5%	17.1%	15.9%
似しいりれていさないから	《6位》	≪ 5 位 ≫	《6位》

出典:こども・子育て県民意識調査(大分県調べ)

41

男性の休日の家事・育児時間別の 第2子以降の出生状況(全国)



出典:第11回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者) (厚生労働省)

~子育て満足度日本一の実現~









主な担当部局:福祉保健部



主な取組

①こどもの育ちと子育ての支援

<サービス基盤の充実>

- ・市町村の保育定員拡大等への支援
- ・放課後児童クラブの受入児童数の拡大と利用時間延長など多様なニーズへの対応
- ・ファミリー・サポート・センター、訪問型子育て支援(ホームスタート*2、愛育班*3)、 地域子育て支援拠点、こども食堂等の充実
- ・こども誰でも通園制度※4の導入促進

<人材の確保と質の向上>

- ・処遇改善や修学資金貸付などによる保育士等の確保
- ・幼児教育・保育現場でのICT活用や保育補助者等の配置促進など、働き方改革の推進
- ・県幼児教育センター※5による幼児教育・保育人材の育成
- ・処遇改善などによる放課後児童クラブの支援員等の確保
- ・地域で多様な子育で応援活動を担う幅広い年齢層の人材確保・育成

<地域社会の意識づくり>

- ・県民みんなでこどもの成長と子育て家庭を応援する機運の醸成
- ・ポータルサイトやSNSによる子育て支援情報を確実に届ける ための発信強化、その利用を促す相談体制の充実

②子育て世帯への経済的支援の充実

- ・こども医療費助成や保育料減免などの経済的支援の充実
- ・児童手当、高校生等就学支援金・奨学給付金の給付

③「共育て」と「共働き」への支援

- ・初めて父親になる男性向けの家事・育児講座等の開催
- ・子育てを積極的に行う父親を中心としたコミュニティづくり
- ・男性の子育てへの企業・団体の理解促進と職場環境づくり支援
- ・育児休業や育児短時間勤務、看護休暇を取得しやすい職場環境づくりの促進
- ・病児・病後児保育の提供体制の確保
- ・女性が仕事やキャリアの形成と子育で等のライフイベントを両立できる環境づくり(活躍する女性ロールモデルの情報発信、テレワークに関する支援、事業所の顕彰など)

目標指標

指標名	基準値		目標値					
	R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
「子育て満足度日本一」総合順位(位) (本県独自指標による)	15	1	1	1	1	1	1	
男性の育児休業取得率(%)	27.9	39	50	57	64	71	85	

- 2 研修を受けた子育て経験のあるボランティアが妊婦や未就学児のいる家庭を訪問し子育てを支援するボランティア活動
- ※3 地域の妊産婦や乳幼児の見守り、声かけ訪問等を行う主婦層を中心とした住民組織
- ※4 親の就労状況に関わらず時間単位等で保育所を利用できる制度。令和6年度試行、8年度からの全国展開が予定されている。
- ※5 平成31年4月に開設された大分県教育委員会内の組織。幼児教育アドバイザーによる助言や研修等を行う。

ホームスタート(家庭訪問型支援)

プレパパ教室

【安心3】すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり

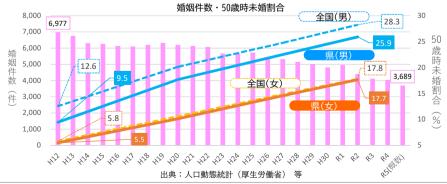
(2) 結婚・妊娠の希望が叶い、すべてのこどもが健やかに 生まれ育つ環境の整備

10年後の目指す姿

- ◆若者が経済的・精神的負担により結婚、妊娠・出産を諦めることなく希望す るライフデザイン※1を実現できている。
- ◆結婚を希望する人が出会いの機会に恵まれるなど、一人ひとりの希望が吐え られる環境が整っている。
- ◆周りの多くの人に支えられ、こどもの育ちや子育ての喜びを実感できている。
- ◆乳幼児期からこどものしっかりとした愛着が形成される環境が整い、安定し た情緒や他者への信頼感を育む基盤が築かれている。
- ◆安心してこどもを生み育てることができるよう、周産期・小児医療提供体制 が整備されている。
- ◆障がいや難病等のあるこどもが、安心して治療・療育を続けられ、自立や健 全な成長のために必要となる支援を受けることができている。

現状と課題

- ■50歳時の未婚率や「一生結婚するつもりはない」人の割合が年々高まっています。また、 結婚しない理由は「適当な相手にまだめぐり会わない」が最も多くなっています。
- ■不妊に悩むカップルが増加しています。妊娠には適した年齢があること、不妊の原因は男 性側にもあることなど、妊娠や不妊に関する知識を若い頃から得ておくことが必要です。
- ■子育てに困難が予想される妊婦の割合が上昇しており、妊娠期から支援の充実が求められ ています。
- ■身近な人たちの愛情を感じることで育くまれる安定した情緒と他者への信頼感が、こども の「生きる力」の礎となるため、乳幼児期からの愛着形成が重要です。
- ■産婦人科医は中部医療圏、小児科医は中部・東部医療圏への偏在が顕著になっています。
- ■瞳がい児や医療的ケア児※2への支援の充実が求められています。また、難病を抱えるこど もの成長に応じた支援も必要です。



将来、家庭を持つことや親になること等を見据え、就職、結婚、妊娠・出産、子育てなどの人生設計を考えること。 **※**2 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童

~子育で満足度日本一の実現~





ライフデザイン啓発冊子

主な担当部局:福祉保健部



主な取組

①結婚、妊娠・出産の希望を叶えるための支援

<若い世代への啓発>

- ・将来をイメージし自らの生き方を考えるライフデザインの啓発
- ・プレコンセプションケア※3や妊娠・出産に関する正しい知識の普及促進

<結婚支援>

- ・「OITAえんむす部 出会いサポートセンター」の機能強化
- ・市町村や企業・団体等と連携した結婚支援の推進

<妊娠・出産支援>

- ・「おおいた不妊・不育相談センターhopeful」等による相談対応の充実
- ・不妊検査・治療の経済的負担軽減、治療と仕事の両立への職場の理解促進
- ・伴走型相談支援と経済的支援(出産・子育て応援交付金※4)の一体的実施

②こどもの健やかな成長と育児不安を抱える親への支援

- ・妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診促進と質の向上
- ・産後ケアなど妊産婦に対するメンタルヘルス等への支援体制の充実
- ・多胎児を持つ親への助産師の家庭訪問など育児支援の充実
- ・乳幼児期の愛着を育むための医療機関や保育関係者等と連携した支援体制づくり

③周産期・小児医療提供体制の整備

- ・県内外の産婦人科医・小児科医等と連携した総合的な周産期医療提供体制の充実
- ・重症度に応じた休日・夜間の小児救急医療提供体制の確保・充実
- ・地域中核病院等における産婦人科医、小児科医確保への支援
- ・近隣に産婦人科がない妊産婦が安心して出産できる体制づくり
- ・早産や低体重児出産の予防のための妊婦の口腔ケアの啓発
- ・広急措置の助言などを行う「こども救急電話相談」の実施



④きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援

- ・発達が気になるこどもを早期に適切な療育等へつなげる体制の充実
- ・県医療的ケア児支援センターによる相談・支援等の充実
- ・医療的ケア児を在宅で看護する家族のレスパイト※5のための訪問看護サービス等の充実
- ・難病など慢性疾患を抱えるこどもの成長に応じたフォローアップと医療費負担の軽減
- ・乳幼児期の発達支援等を就学前後で途切れさせないための関係者間における情報連携の推進

指標名	基準値	目標値						
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度	
出会いサポートセンター成婚数 (組・累計)	197	240	285	335	390	450	750	
産後ケア事業を利用した人の割合(%)	8.0	9	11	13	15	17	20	

- 妊娠前からの健康づくり。若い男女が早くから正しい知識を得て健康的な生活習慣を身に付けること。高齢によるハイリスク妊 娠や過度なダイエットによる無月経などが増加する中、WHO(世界保健機関)が提唱している。
- 妊娠届出時に5万円、出生届出時にこども1人当たり5万円を市町村が給付(所得制限なし)
- 休息、息抜きのことで、ここでは日々看護を行う家族の休息時間をつくることを指す。

1 285 Jini ini









46

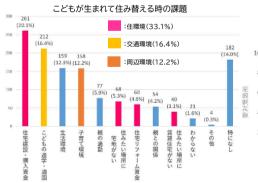
(3)こどもまんなかまちづくりの推進

10年後の目指す姿

- ◆安心してこどもを生み、子育ての喜びを実感できる充実した住環境が整っている。
- ◆こどもが元気に遊べる身近な遊び場や交流の場など、こどもがうれしい周 辺環境が整っている。
- ◆こどもが安全に安心して通行できる交通環境が整い、通学時事故ゼロが実 現している。

現状と課題

- ■結婚から妊娠・出産、こどもの成長、巣立ち後まで、子育てにおけるライフステージに 合わせた使いやすい間取りや設備の充実が必要です。そのため、子育て世帯のニーズに 応じた県営住宅の改修や一般住宅向けのリフォーム支援が求められています。
- ■共働き・ひとり親世帯の増加により、祖父母等の支援を受けながら子育てをする世帯が 増加しており、三世代同居に加えて、近居のニーズが高まっています。
- ■公園や河川など屋外の遊び場に対するニーズが高まっていますが、遊具等の老朽化により安心・快適に遊べる環境が十分ではありません。
- ■こどもが犠牲となる交通事故が相次いでいます。学校関係者、警察と連携して実施して いる通学路の合同点検で確認された危険箇所の解消に努めていく必要があります。



出典:子育て世帯の住宅に関するアンケート (大分県調べ)



出典:大分県調べ

主な取組

①安心して子育てできる住環境づくり

- ・県営住宅における子育て世帯向け住戸整備や子育てしやすい 間取り・設備への改修
- ・世代間で助け合いながら子育てできる三世代同居・近居を含めた子育て世帯の住宅リフォームの促進
- ・ライフステージに応じて間取りを変更できる住宅の普及促進



子育て世帯向け住戸整備のイメージ

②子育てしやすい周辺環境の整備

- ・こどもや子育て世帯が安心・快適に過ごせる水辺空間づくりの推進
- ・こどもが元気に遊べる遊具の導入や交流できる広場の整備など、にぎわいのある公園 づくりの推進
- ・子育て支援施設や交流施設の整備など、支援環境の充実に向けた取組の促進
- ・ハーモニーパークやるるパーク (大分農業文化公園)等の公園をはじめ、県立図書館等 の社会教育施設などの魅力向上に向けた環境整備の推進



中島公園河川プール(竹田市)



____ ハーモニーパーク(目出町)

③安全・安心な交通環境の整備

- ・通学路における危険箇所の解消
- ・安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の整備



自転車歩行者道の整備状況(中津市)

目標指標

指標名	基準値			目標	票値		
指标右 -	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度
県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数 (戸・累計)	30	50	80	110	140	170	500
通学路合同点検の要対策箇所対策率(%)	_	30.1	44.8	70.6	79.3	88.7	100

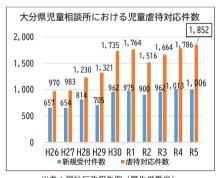
(4) 児童虐待の未然防止・早期対応と社会的養育の推進

10年後の目指す姿

- ◆児童相談所等の体制強化や関係機関の連携による多面的・継続的な見守 り、体罰によらない子育での定着などにより、児童虐待の未然防止・早期 発見・早期対応が進んでいる。
- ◆様々な事情で家庭から離れて暮らさざるを得ないこどもが、家庭的な環境 で養育され、さらには、家庭復帰や自立に向けた支援を受けられている。

現状と課題

- ■児童虐待等への社会的意識の高まりにより、県内の児童相談所での児童虐待相談対応件数 は、増加の一途をたどっています。
- ■児童虐待の早期発見や早期対応のためには、市町村や児童相談所、学校、警察などの関係 機関が、支援を必要とするこどもとその保護者に関する情報等を共有し、適切に連携しな がら対応していくことが必要です。
- ■こどもの成長にとっては、まずは家庭において健やかに養育されるよう支援することが大 切です。家庭で適切な養育が受けられない場合は、より家庭に近い環境での養育が求めら れることから、里親・ファミリーホームへの委託をさらに推進していく必要があります。
- ■児童養護施設や里親家庭で生活するこどもの家庭復帰や自立に向けた取組も求められてい ます。





出典:福祉行政報告例(厚生労働省)

出典:福祉行政報告例(厚生労働省)

市町村要保護児童対策地域協議会の体制(イメージ図)



~子育で満足度日本一の実現~







主な担当部局:福祉保健部



主な取組

①児童虐待の未然防止・早期発見

- ・いつでも子育てほっとラインや専用SNSによる24時間365日の相談対応
- ・「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等の集中的広報・啓発の実施
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)や子育て世帯訪問支援事業など、市町村におけ る各種子育で支援サービスの充実
- ・望まない妊娠や出産等の悩みに応じる「おおいた妊娠ヘルプセンター」の運営
- ・貧困や若年、予期せぬ妊娠などによる出産後の養育支援が必要な妊婦への対応強化

子育ての悩みを受け付ける 本県設置のフリーダイヤル



②児童虐待への早期対応

- ・増加を続ける虐待相談に確実に対応するための児童相談所の人材確保
- ・職員の専門性向上に向けた研修の充実や精神科医師に随時相談できる体制づくり、一時保 護所の拡張など、児童相談所の対応力強化
- ・乳幼児短期緊急里親※1など、多様な一時保護先の確保
- ・市町村要保護児童対策地域協議会(要対協)を中心とした要保護児童等の見守り強化
- ・児童家庭支援センター※2による地域に密着したきめ細かな相談支援
- ・市町村や警察など関係機関の専門性向上研修の充実

③ 里親や児童養護施設など家庭に代わる養育の充実

- ・里親制度の普及・啓発活動などによる新規里親の確保
- ・里親への訪問支援やレスパイトケア※3など、負担を軽減する支援の充実
- ・里親支援センターの設置に向けた民間団体の育成
- ・より家庭的な環境での養育に向けた児童養護施設や乳児院の多機能化
- ・二豊学園※4や愛育学園はばたき※5による特に専門的な対応を必要とするこどもへの支援

4家庭復帰や自立に向けた支援

- ・児童相談所による親子関係支援プログラムの実施など、児童養護施設等で養育されている こどもが安心して家庭に戻るための取組の推進
- ・「児童アフターケアセンターおおいた」による児童養護施設退所者等への支援の充実
- ・要対協での緊密な情報共有による関係機関の見守り体制の強化

目標指標

	指標名	基準値			目標	票値				
		R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度		
	家庭に代わる養育を必要とするこどもの うち里親・ファミリーホームで養育する こどもの割合(%)	39. 1	40	41	42	43	44	50		

- 児童相談所からの依頼があった場合に原則として乳幼児の一時保護を受け入れることを専門にした里親
- こども、家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言・指導や関係機関との連絡調整等を行う児童福祉施設
- こどもを養育している里親の休息のため、児童養護施設や他の里親が一時的にそのこどもの養育を行う制度
- 不良行為等の理由により生活指導等が必要なこどもの自立支援を行うことを目的に、入所等により指導を行う児童福祉施設
- ※5 日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じ、心理治療を必要とする児童を入所・通所させて治療等を行う児童福祉施設

~子育て満足度日本一の実現~

1 28 1 4 4 4



主な担当部局:福祉保健部



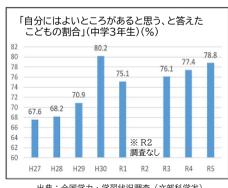
(5)様々な困難を抱えるこどもたちへの支援

10年後の目指す姿

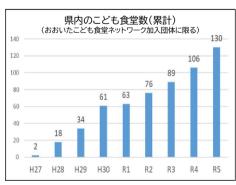
- ◆貧困やヤングケアラー*1など、困難な生活環境にあるこどもへの支援が充実し、こどもの自己肯定感が高まり、自立につながっている。
- ◆食事の提供だけでなく、学習支援や多世代交流など様々な機会を提供する こどもの居場所が充実し、地域でこどもを育てる環境が整っている。
- ◆公的機関と民間団体等との相互連携や情報共有により、住民に身近な市町 村において、ヤングケアラー等への支援体制が構築されている。
- ◆ひとり親家庭の親子などが安心して生活できる環境が整っている。

現状と課題

- ■貧困やヤングケアラーなど、困難を抱えるこどもたちの生活環境は多種多様であり、課題 に応じた対応が必要です。また、こうしたこどもや家庭は、自ら支援を求めることができ ないことも多く、課題が潜在化する傾向にあります。
- ■「自分にはよいところがあると思う、と答えたこどもの割合」は、増加傾向にあるものの 全国順位は39位です。自己肯定感を高めることは将来の自立にもつながることから、一層 の取組の強化が求められています。
- ■こども食堂は、食事の提供のみならず、学習支援や多世代交流等の多様な活動を行うなど、こどもの第三の居場所として重要な役割を果たしていますが、運営基盤が脆弱なため、その多くが運営に苦慮している状況です。
- ■養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のないこどもへの支援策の充実が求められています。
- ■ひとり親家庭からは「収入が少ない」、「休みがとりにくい」、「帰りが遅くなる」など の声が挙げられており、その支援が必要です。



出典:全国学力・学習状況調査(文部科学省)



出典:大分県調べ

主な取組

①こどもの居場所の確保・充実

- ・こども食堂の安定した運営の確保
- ・食事の提供や学習支援に留まらず、自己肯定感や生活習慣等の形成をサポートする児童育成支援拠点※2の設置促進
- ・教育支援センター*3や学びの多様化学校*4、フリースクール等との連携・協働

②ヤングケアラー等への支援

- ・顕在化しづらい困難を抱えるこどもたちの早期発見・早期 支援につなげるための社会的認知度のさらなる向上
- ・市町村や学校と連携したヤングケアラーの現況の把握
- ・いち早く気づける周囲の大人を増やすための学校や民間団 体等との連携強化
- ・市町村を中心としたプッシュ型による見守り・相談体制の 構築
- ・食事提供や学習支援など家庭訪問を通じて状況把握を行う 児童家庭支援センター※5等の取組の充実

③ひとり親家庭等への支援

- ・県母子・父子福祉センターによる子育ての悩みや不安、生 活等の相談・支援
- ・県母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援
- ・児童扶養手当、医療費助成等による経済的支援
- ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
- ・各種支援策を確実に届けるための広報・周知強化



こども食堂



児童家庭支援センターによる 家庭訪問の様子

指標名	基準値	目標値						
拍标 右	R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
自分にはよいところがあると思う」と えたこどもの割合(中学3年生)(%)	78.8	80	81	82	83	84	88	

- ※2 こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や食事の提供、こども及び家庭の状況の把握、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する拠点。改正児童福祉法で令和6年4月1日に制度化
- ※3 不登校のこどもやその保護者を支援するため、学校以外の施設で学習の援助や体験活動、訪問指導・相談を行う公的な機関
- ※4 文部科学大臣の指定を受け、教育課程の基準によらずに、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施できる学校。いわゆる不登校特例校のこと。
- ※5 こども、家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言・指導や関係機関との連絡調整等を行う児童福祉施設

子育て満足度日本一について

子育て満足度日本一の評価とは

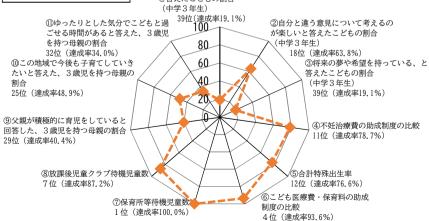
「子育て満足度日本一」の総合評価にあたっては、本県独自に「子育て満足度」に大きく影響すると考えられる指標を、5つの具体像に対して11指標設定したうえで、各指標の全国順位を平均した総合順位が1位となることを目指します。

具 体 像	指 標	目標値 (R15年度末)	基準値 (R5年度末)	参考 (R5年度末)
1 かけがえのない存在として、 自己肯定感を持って自分らしく 健やかに育つことができる	①自分にはよいところがあると思うと答えたこど もの割合 (中学3年生)	1位	39位	78.8%
2 こども・若者が自由に意見を 表明することができ、その意見 が尊重される	②自分と違う意見について考えるのが楽しいと答 えたこどもの割合(中学3年生)	1位	18位	78.6%
3 すべてのこども・若者が夢や 希望に向け、チャレンジするこ とができる	③将来の夢や希望を持っていると答えたこどもの 割合(中学3年生)	1位	39位	64.8%
4 経済的基盤が確保され、希望	④不妊治療費の助成制度の比較	1位	11位	
するライフデザインを実現でき	⑤合計特殊出生率	1位	12位	
ている	⑥こども医療費・保育料の助成制度の比較	1位	4位	
	⑦保育所等待機児童数	1位	1位	0人
	⑧放課後児童クラブ待機児童数	1位	7位	33人
5 社会全体から支えられ、安心 してこどもを生み育て、子育て	⑨父親が積極的に育児をしていると回答した3歳 児を持つ母親の割合	1位	29位(R4)	64.4%(R4)
の喜びを実感できる	⑩この地域で今後も子育てしていきたいと答えた 3歳児を持つ母親の割合	1位	25位(R4)	95.7%(R4)
	⑪ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間があると答えた3歳児を持つ母親の割合	1位	32位(R4)	74.8%(R4)

総合的な達成状況 ※指標①~⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示(1位-100%)	100%	60.2%
全国順位	1位	15位

R5年度末実績(基準値)

①自分にはよいところがあると思う と答えたこどもの割合



「子育て満足度日本一」に取り組む活動団体

NPO法人 こどもサポートにっこ・にこ ~こどもの自己肯定感の醸成~



「NPO法人こどもサポートにっこ・にこ」(杵築市)は、全国に先駆けて児童育成支援拠点事業のモデルとなる、こどもの第三の居場所「b&gきつき」を開設しました。

こどもと地域の高齢者をつなげるお手紙活動「虹いろ郵便」など多世代交流や、こどもの生活習慣の確立支援など様々な活動を通じて、こどもの自己肯定感の醸成を図っています。

こうした活動をこどもの居場所づくりを行う関係 団体にも広げていくことで、大分に生まれたこども たちの健やかな成長を応援していきます。

おおいたパパくらぶ ~パパをもっと楽しもう!~



「おおいたパパくらぶ」は、父親同士が気軽に交流できる育児サークルです。大分市を中心に親子イベントやパートナーシップ講座の開催など、こどもと触れあう機会や子育てについて考える場を提供し、父親の子育て応援に取り組んでいます。

父親の家事・育児時間が長いほど第2子以降が生まれやすいというデータもあり、夫婦が共に家事・育児を担う「共育て」が当たり前となる社会づくりに向けて、こうした活動を応援していきます。

すみれこども園 ~地域全体で子育てを支える取組~

「すみれこども園」 (臼杵市) は、乳幼児の保育・教育を行うほか、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点、ホームスタートなど、多様な子育て支援サービスを提供しており、地域の親子が気軽に集い、出会い、交流できる場となっています。

また、コミュニティセンターと連携して、三世代 交流を促進するなど、地域ぐるみの子育てにも取り 組んでいます。

認定こども園の役割が地域全体の子育て支援に広 がっていくことにも、大きな期待を寄せています。



「子育て満足度日本一」に向けた環境づくり

子育てしやすい住まいづくりを応援 ~県・市町村の取組~

県では市町村と連携して、子育て世帯のリフォームへの支援を行っています。

近年、共働き世帯が増える中、世代間で助け合いながら子育てができる三世代同居・近居のニーズもあります。多様化する子育て世帯のニーズに対応した、安小・快適な住まいづくりに力を入れていきます。

子育て支援型

対面キッチン・洋式トイレへの改修、 こども部屋へのリフォーム等

三世代同居支援型

キッチン・風呂・トイレ・玄関の改修等による 子育て世帯・祖父母世帯の居住空間の確保



対面キッチンへのリフォーム事例

(1) みんなで進める生涯を通じた健康づくり

10年後の目指す姿

- ◆生涯を通じて、心身ともに健康で活力あふれる人生を送ることができてい る。
- ◆県民誰もが無理なく、自然に、楽しく、健康的な生活習慣を身につける環 境が整っている。
- ◆健康寿命の延伸につながる介護予防のための活動がさらに充実するなど、 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っている。

現状と課題

- ■令和元年度の健康寿命(令和3年度公表)は、男性が全国1位、女性が4位と全国上位 に位置しています。今後も平均寿命の伸び以上に健康寿命を伸ばし、その差を縮めてい くことが重要です。
- ■減塩量、野菜摂取量、運動量が国の目標を達成しておらず、不十分となっています。ま た、むし歯のない12歳児の割合が全国で31位(令和4年度)など、歯の健康に関する指 標は全国順位が低位となっています。
- ■県民一人当たり医療費が全国比で高くなっています。特に、人工透析の新規患者数は、 減少傾向がみられるものの、人口に占める患者の割合は全国で5番目(令和4年)に多 く、若い時期からの生活習慣の改善や健康への意識づけが必要です。
- ■住民主体の高齢者の「通いの場」参加率は10年連続日本一ですが、健康寿命の延伸や要 介護認定率の低減等に向けた介護予防の推進のため、通いの場のさらなる充実・強化が 必要です。
- ■健康、経済・生活、家庭問題など様々な要因による自殺者数は、平成12年をピークに減 少傾向が続いていましたが、令和元年以降はほぼ横ばいに転じています。



出典:令和元年簡易生命表: 国民生活基礎調查 (厚生労働省)



出典: 令和4年度介護予防·日常生活支援総合事業等 (地域支援事業) の実施状況に関する調査 (厚生労働省)

~健康寿命日本一の実現~









主な担当部局:福祉保健部



主な取組

①県民総ぐるみの健康づくり運動と社会環境の整備

- ・「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間(10月)など県民運動の推進
- 「うま塩プロジェクト」や「まず野菜、もっと野菜プロジェクト」の推進
- ・食育教室における健康的な食生活の指導など、健康づくりのための食育の推進
- ・歯科定期健診の習慣化など、県口腔保健支援センターを核とした全世代の歯・口腔の健康づくり
- ・健康アプリ「おおいた歩得」の活用や都市公園の園路等の充実による運動習慣の定着支援
- ・健康経営事業所など企業との連携による働く世代の健康づくり
- ・受動喫煙防止対策の推進

②生活習慣病の予防と早期発見

- ・特定健診や特定保健指導、がん検診の受診率向上
- ・特定健診やがん検診等におけるWEB予約システムの導入・運用
- ・ICTを活用した遠隔特定保健指導等の導入・実施

③糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病の重症化予防

・腎臓病早期からの介入による新規人工透析患者数の抑制



老人クラブによる社会奉仕の日の活動

(県医師会、大分大学との連携協定に基づくかかりつけ医と専門医による患者支援の強化)

4 高齢者の活躍、社会参加の推進

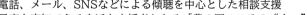
- ・高齢者の生きがいづくりや健康づくり、子育て支援や通いの場など地域活動への参画促進
- ・高齢者が働きやすく、培った知見を活かせる雇用環境の整備
- ・老人クラブへの加入促進や後継リーダー育成、休会・解散クラブの活動再開支援
- ・「豊の国ねんりんピック」などスポーツや芸術文化活動の機会確保

⑤介護予防の推進

- ・通いの場における介護予防やフレイル※1対策のさらなる推進
- ・通いの場の多様化と魅力向上(従来からの体操のほか、eA ポーツ、口腔機能向上、認知症予防など多様な活動の普及)
- ・短期集中予防サービス※2の利用促進

⑥総合的な自殺対策の推進

・電話、メール、SNSなどによる傾聴を中心とした相談支援





短期集中予防サービス

- ・異変を察知できる身近な支援者となる「豊の国こころの"ホッ"とサポーター」の養成
- ・生活困窮、児童虐待、ひきこもり、性暴力被害、性的少数者など、様々な分野で支援に携わ る関係機関が連携した総合的な自殺対策の推進

北 捶 夕			目標値						
指標名		R 5年度	R6年度	R 7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度	
健康寿命(日常生活に制限のない 期間の平均)全国順位(位)	男性	1[73.72] (R元)	1[74.24] (R4)	_	_	1[74.82] (R7)	_	1[75.96] (R13)	
	女性	4[76.60] (R元)	1[77.47] (R4)	_	_	1[77.95] (R7)	_	1[78.89] (R13)	
 平均自立期間(日常生活動作が自	男性	80.10 (R4)	81.09 (R5)	81.25 (R6)	81.41 (R7)	81.57 (R8)	81.73 (R9)	82.53 (R14)	
立している期間の平均)(歳)	女性	84.60 (R4)	84.94 (R5)	85.08 (R6)	85.22 (R7)	85.36 (R8)	85.50 (R9)	86. 20 (R14)	

- 健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下が見られる状態
- ※2 掃除や洗濯、買い物などができづらくなっている人を対象に、3か月~6か月の短期間で生活機能の改善を図る介護保険サービス 54



(災害派遣医療チーム)

訓練の様子



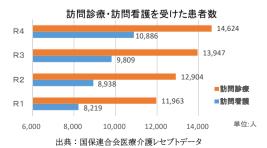
10年後の目指す姿

(2)安心で質の高い医療の確保

- ◆医療機能の分化・連携が進み、急性期から回復期、慢性期まで患者の状態 に応じた適切な医療を受けられている。
- ◆訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション、後方支援病院など関係 機関の連携による在宅医療が実施されている。
- ◆医療人材の確保やオンライン診療の活用等が進み、救急医療を含めどの地 域でも安心して医療を受けられている。
- ◆がん患者や難病患者がそれぞれ必要とする治療やサービスを受けられ、尊 厳を持って暮らすことができている。
- ◆国民健康保険制度の安定的な運営が、すべての市町村において確保され、 必要な医療サービスを受けられている。
- ◆県立病院では、安定した経営基盤の下、県民医療の基幹病院として高度急 性期・急性期医療を提供できている。

現状と課題

- ■「治す医療」から「治し、地域で支える医療」への転換を図るとともに、地域全体で切れ 目なく医療が提供される体制を推進する必要があります。
- ■在宅療養患者の急変時対応や終末期等に際し、本人・家族の希望に添った医療・ケアの 提供が求められています。また、在宅医療等において重要な役割を持つ地域連携薬局^{※1} が県内全域には広がっておらず、患者等への周知も課題です。
- ■医師や看護師が中部・東部医療圏に偏在しています。また、令和6年度から、時間外労 働の上限規制も適用される中、地域偏在対策や働き方改革の推進が必要です。
- ■がん医療については、拠点病院を中心とした医療提供体制の確保が必要です。また、難 病は、診断がつくまでに時間がかかるほか、生活・就労の悩みや医療費等の経済的不安 を抱える患者・家族も多い状況です。
- ■国民健康保険制度においては、被保険者が年々減少する一方で、一人当たり医療費は上 昇しており、運営が不安定になる懸念があります。
- ■中部医療圏では2040年頃まで患者が増加傾向となる見込みです。その受け皿の一つであ る県立病院では、高度・専門医療、新興感染症や精神医療等の政策医療のさらなる充実 が求められています。





手術支援ロボット (県立病院)

主な取組

~健康寿命日本一の実現~

①安心で質の高い医療提供体制の確保

- ・地域医療構想※2に基づく医療機能の分化・連携による切れ目ない医療提供体制の確保
- ・医療・介護に携わる多職種連携による在宅医療提供体制の充実
- ・地域医療情報ネットワーク※3と国が創設を進める「全国医療情報プラットフォーム」との 連集。オンライン診療などを活用した診断・治療支援
- ・無医地区巡回診療や代診医※4派遣、へき地診療所等の確保
- ・人生の最終段階における本人の希望に沿った医療・ケアの提供、人生会議※5の普及・啓発
- ・県内の国民健康保険税水準の統一、県と市町村が一体となった安定的な国保運営

②医療従事者の確保・育成

- ・大分大学医学部地域枠卒業医師や自治医科大学卒業医師の医師不足地域への派遣及び県内 定着の推准
- ・産婦人科医・小児科医など、地域で不足している診療科の医師確保
- ・プラチナナース※6や潜在看護師の再就業促進
- ・医師から他職種へのタスクシフトの支援、就労環境等の改善や人材育成に意欲的に取り組む 医療機関を認証する「大分ホスピレート」などによる医療機関の働き方改革の推進
- ・地域連携薬局の推進に向けた薬剤師の確保・育成

③救急・災害医療提供体制の確保

- ・病状に応じた救急、小児救急医療提供体制の確保
- ・ドクターヘリの運航など迅速な広域救急医療体制の確保
- ・夜間・休日における精神科救急医療体制の確保
- ・災害拠点病院や災害拠点精神科病院、災害医療コーディネート 体制の確保

4がん・難病患者等への医療及び支援の充実

- ・患者本位で持続可能ながん医療の提供
- ・難病診療連携拠点病院を核とした早期・正確な診断の推進、指定難病患者への医療費助成
- ・県難病相談・支援センターとハローワークなど他機関との連携強化
- 循環器病の予防・医療提供体制の充実

⑤県立病院のさらなる機能強化

- ・高度・専門医療、新興感染症や精神医療など政策医療の機能強化・充実
- ・チーム医療の推進など良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応
- ・地域の医療機関や介護施設等との連携体制の確保
- 経営基盤の強化

指 標 名	基準値			目標	票値		
	R 5年度	R6年度	R 7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度
地域中核病院の医師充足率(%)	94.9	95.8	96.6	97. 5	98.3	99.2	100
訪問診療を受けた患者数(人)	14,624 (R4)	14,920 (R5)	15, 241 (R 6)	15,562 (R7)	15,870 (R8)	16,178 (R9)	17,090 (R14)

- 患者の同意の上で、病院、診療所、薬局、訪問看護事業者等の機関間で当該患者の医療情報を電子的に共有・閲覧する仕組み
- へき地診療所等の勤務医師が不在となる場合等に、代わって診療を行うために派遣される医師
- もしものときのために、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族等と繰り返し話し合い、共有する取組
- 熟練した看護技術や豊富な知識・経験を有している定年退職前後の看護職

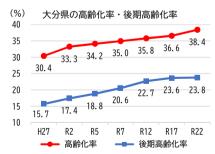
(3)高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアの充実

10年後の目指す姿

- ◆医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提 供される地域包括ケアシステム※1が充実し、高齢者が住み慣れた地域で安 心して暮らすことができている。
- ◆高齢者が必要な時に安心して介護サービスを受けられる環境が整っている。
- ◆ICTの活用など介護現場の革新により、働きやすい職場環境が実現し、幅広 い人材が参入することで、必要な介護人材が確保されている。
- ◆認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができている。

現状と課題

- ■本県の高齢者数は、令和7年をピークに減少に転じますが、後期高齢者数は令和12年まで 増加し続ける見込みです。また、高齢化率、後期高齢化率ともに当面上昇し続ける見通し です。
- ■全国に先駆けて地域包括ケアシステムの取組を開始(平成24年~)したことにより、本県 の要介護認定率は、全国と比較すると低く推移していますが、今後も上昇が見込まれま す。また、介護給付費の増大に伴い、介護保険料の増額も見込まれます。
- ■地域の実情に応じて、高齢者の日常生活支援が包括的に確保される体制のさらなる充実が 必要です。
- ■介護人材不足が深刻化しており、幅広い人材の確保に加え、業務の負担軽減・効率化等が 求められています。
- ■認知症高齢者数は令和22年頃まで増加する見込みであり、認知症に関する正しい知識・理 解の啓発や当事者が個性と能力を発揮できる社会づくりが必要です。



出典: H27、R2は国勢調査、R5は大分県の人口推計報告 R7以降の推計値は『日本の地域別将来推計人口』

(R5 (2023) 年推計)

大分県における介護人材必要数の)推計
-----------------	-----

	需要推計	供給推計	差引(不足)
2026年 (令和8年)	24,264	22,896	▲ 1,368
2030年 (令和12年)	27,807	22,432	▲ 5,375
2040年 (令和22年)	29,488	20,652	▲ 8,836

出典:第9期大分県高齢者いきいきプラン

※需要推計:市町村による第9期介護保険事業計画に位置付けられ たサービス見込み量等に基づく推計

※供給推計:近年の入職・離職等の動向等による推計 (今後取り組む新たな施策の効果は含まれていない)

※1 高齢者の誰もが、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、医療、介護、 介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援の5つのサービスを包括的に提供する体制

~健康寿命日本一の実現~







主な担当部局:福祉保健部



主な取組

①地域包括ケアの基盤づくりの推進

- ・見守りや安否確認、掃除、買い物などを地域住民や多様な主体が支える取組のさらなる推進
- ・市町村が実施する地域ケア会議※2の充実・強化
- ・県営住宅のバリアフリー化など、高齢者が安全・安心に暮らせる住まいの確保
- ・介護サービス基盤の整備、在宅医療・介護連携の推進
- ・要介護者に対応できるかかりつけ歯科医の育成
- ・ICTを活用した自立支援型ケアマネジメント※3のさらなる推進
- ・自立支援型サービスを実践する事業所の育成、優良事業所へのインヤンティブ付与

②介護人材の確保と質の高い介護の実践

- ・処遇改善等による若者や潜在的有資格者※4など、幅広い人 材の参入促進
- ・働きやすくやりがいのある介護事業者の認証による介護の 仕事の魅力発信
- ・ノーリフティングケア※5の普及促准、介護ロボットの導入、 ICTを活用した業務効率化等による介護DX※6の推進
- ・外国人介護人材の受入れ拡大と定着促進
- ・市町村や介護事業者、関係団体等との連携強化



離床センサーと接続した見守りシステム

③認知症施策の推進

- ・認知症の正しい理解の普及啓発、認知症当事者が発信する機会の拡大
- ・通いの場での認知症予防プログラムの実践、認知症予防研修会の開催
- ・認知症疾患医療センターを核とした早期診断・早期対応の体制整備
- ・大分オレンジカンパニー(認知症にやさしい企業・団体)登録制度の運用
- ・認知症カフェ※7の活動促進など、認知症当事者とその家族等への支援
- ・若年性認知症に関する相談支援の充実



大分オレンジカンパニー ステッカー (店舗等に掲出)

指標名	基準値		目標値					
	R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
大分県認証評価制度「ふくふく認証*8」 認証法人数(法人・累計)	16	40	60	80	90	100	150	

- ※2 高齢者個人への支援の充実とそれを支える基盤整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法
- 家事等への支援が必要となった高齢者が再び自分でできるよう、本人の能力や意欲を引き出しながら、心身機能の回復を支援す
- 資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等
- 介護する側と介護される側の双方において、「安全で安心な」「持ち上げない」「抱え上げない」「引きずらない」ケア
- DXはデジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。ロボットやICT等のデジタル技術を活用して介護 現場を革新すること。
- 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉等の専門家など、誰でも気軽に集える場所
- ※8 医療機関等との協働や介護ロボット・ICT導入による従事者の負担軽減など、介護サービスの「質の向上」と「人材確保」の両面 に積極的に取り組んでいる法人を県独自に認証する制度(令和4年度開始)









10年後の目指す姿

◆就労を希望する障がい者が、その特性に応じて能力を十分に発揮しながら、 地域で暮らし働くことができている。

(1) 障がい者の希望や特性に沿った就労・自立支援

- ◆一般就労※1を希望する障がい者が、職場の理解や配慮を得ながら、職場の 一員として定着できている。
- ◆一般就労が困難な障がい者が、一定の収入を得ながら、地域で自立して暮 らすことができている。

現状と課題

- ■瞳がい者の希望や特性に応じた多様な就労機会を確保するためには、瞳がい者就労に対す る民間事業者の理解促進が必要です。
- ■本県の障がい者雇用率^{※2}は着実に上昇し、令和5年度は過去最高となりました。しかし、 その内訳を見ると、身体障がい者は1.70%(全国平均1.31%)、知的障がい者は0.58% (全国平均0.55%)、精神障がい者は0.44%(全国平均0.47%)となっており、知的及び 精神障がい者の雇用促進が課題です。
- ■一般就労が困難な障がい者が、福祉的就労として働く就労継続支援事業所※3の利用者収入 は年々増加していますが、障がい者の自立に向けて、さらなる増額が必要です。





出典:障害者雇用状況集計結果(厚生労働省)

出典:平均工賃月額調查(厚生労働省)

- 障がいのある人が企業や官公庁等と雇用契約を結び、通常の勤務条件で働くこと。
- 障がい者の労働者数が常用労働者数に占める割合のこと。障害者雇用促進法に基づき、常用労働者数が一定数以上の規模の 事業主等に対し、法定率(令和6年4月時点:2.5%)以上の達成が義務づけられている。
- A型事業所とB型事業所の2種類がある。

59

- A型事業所:一般就労に近い形で隨がい者が働く事業所。雇用契約を締結し、賃金が支払われる。
- B型事業所:体調等に合わせながら無理のない形で障がい者が働く事業所。雇用契約は締結せず、工賃が支払われる。

主な取組

~障がい者活躍日本一の実現~

①瞳がい者の就労・定着のための支援の充実

- ・隨害者就業・生活支援センター※4等を活用した相談支援体制の充実
- ・定期情報誌の発行や研修会等を通じた事業者の理解促進
- ・雇入れ体験の実施等による障がい者と事業者の不安解消
- ・ 瞳がい者雇用アドバイザー※5による雇用促准、 職場定着の推准
- ・企業の人事担当者間のネットワーク構築
- ・就労継続支援事業所への奨励金の支給等を通じた福祉的就労から一 般就労への移行促進
- ・県や市町村における知的及び精神障がい者の雇用機会の拡大
- ・さくらの杜高等支援学校のセンター的機能を活用した特別支援学校 の職業教育の充実



定期情報誌「ともに働く」 (発行:大分県)

② 障がい者の工賃向上のための支援の充実

- 「おおいた共同受注センター」による受注・販路拡大
- ・就労継続支援事業所職員の育成や事業所の経営力強化への支援
- ・アグリ就労アドバイザーによる栽培技術指導や農業団体からの受注促進等による農福連携 の推進
- ・障害者就労施設等からの県・市町村による優先調達の推進、企業による物品等発注の促進



建設現場での一般就労



就労継続支援事業所での内職作業

指標名	基準値			目標	票値		
	R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度
雇用障がい者の実人数(人)	3, 007	3, 037	3, 067	3, 097	3, 127	3, 158	3, 316
就労継続支援B型事業所における平均工 賃月額(円)	25, 662	25, 969	26, 280	26, 595	26, 914	27, 236	28, 906

- **瞳がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、就業面と生活面を一体的に**
- 障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携しながら、県内企業や福祉施設等を訪問し、新たな仕事の切り出しや企業 と就労希望者のマッチング、就労後の職場定着支援等を行う専門アドバイザー

3 increases -∕W∕•









10年後の目指す姿

◆障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら、誰もが住み 慣れた場所で心豊かに暮らすことができている。

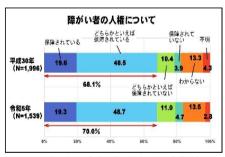
(2)障がい者が安心して暮らせる地域生活の支援

- ◆個別のニーズに応じて、障がい者が居宅介護、重度訪問介護などの訪問系 サービスや生活介護、就労継続支援などの通所系サービスを利用できてい る。
- ◆障がい者が支援を受けるだけでなく、社会を構成する一員として自らの決 定に基づき、地域での活動や芸術文化、スポーツなど社会のあらゆる活動 に参画し、いきいきと活躍している。

現状と課題

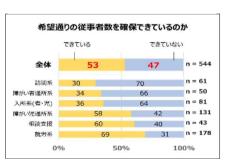
- ■障がい者差別解消に向け、令和6年4月から事業者による障がい者への合理的配慮^{※1}の提供が義務化されたことから、啓発や取組が必要です。
- ■人権に関する県民意識調査(令和5年度)では、障がい者の人権について「保障」又は 「どちらかといえば保障」を選択した方が7割にとどまっています。
- ■障害福祉サービス事業所等では、希望どおりの従事者数を確保できている施設が約半数にとどまっています。
- ■施設や病院に入所(院)している障がい者が、地域生活にスムーズに移行できる取組の充実が求められています。
- ■障がい者の活躍の場は、一般就労のみならず、福祉的就労や地域生活、社会活動など多岐にわたっています。

※1 行政機関や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの



出典:令和5年度人権に関する県民意識調査 (大分県調べ)

意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。



出典:令和5年度障がい福祉サービス事業所等の 人材に関するアンケート調査(大分県調べ)

主な取組

①共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

- ・障がいに対する県民理解の促進、合理的配慮の提供に係る企業・団体への啓発
- ・県障がい者差別解消・権利擁護推進センターによる相談支援

②障がい者支援サービスの充実

- ・居宅介護、生活介護、就労継続支援など、地域生活に必要なサービス提供体制の充実
- ・介護ロボットやICTを活用した働きやすい職場環境の整備
- ・働きやすくやりがいのある障害福祉サービス事業者を認証する制度の創設、運営
- ・発達が気になるこどもを早期に適切な療育等へつなげる体制の充実
- ・発達障がいや高次脳機能障がい、強度行動障がいのある人への支援
- ・県医療的ケア児支援センターによる相談・支援等の充実
- ・医療的ケア児※2を在宅で看護する家族のレスパイト※3のための訪問看護サービス等の充実
- ・「親なきあと」を地域全体で支える体制の強化
- ・県口腔保健センター※4等による障がい者歯科診療体制の確保

③地域生活への移行促進

- ・一人暮らしのサポートやグループホームなどの住まいの場の確保による地域生活支援
- ・主体的な自立生活を支える相談支援体制の強化
- ・地域移行・地域定着**5を支える人材の確保・定着と専門性・資質の向上
- ・医療と地域が連携した精神科病院入院患者の退院支援と地域定着の推進

④社会活動への参画促進

- ・ICT機器の使い方体験会の開催等による情報アクセシビリティの向上
- ・県立図書館における電子書籍や大活字本、録音図書等のア クセスしやすい書籍の提供や点字図書館の運営支援
- ・ 障害福祉サービス事業所等でのピアサポート活動※6の推准
- ・宿泊施設、公共交通施設、公共車両及び都市公園施設等の ユニバーサルデザインの推進
- ・芸術文化・スポーツに触れ親しむ機会の充実



障がい者・児 秋の交歓会



グループホームからの出勤の様子

指標名	基準値			目標	票値		
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度
「障がい者活躍日本一」総合順位(位) (本県独自指標による)	3	1	1	1	1	1	1
グループホーム利用者数(人)	2, 421	2, 511	2,602	2, 693	2, 784	2,875	3, 330

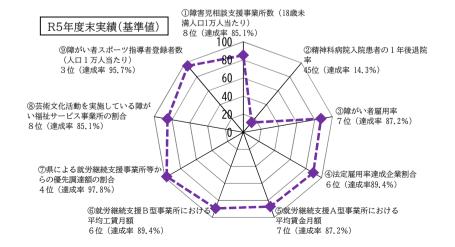
- ※2 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
- ※3 休息、息抜きのこと、ここでは日々看護を行う家族の休息時間をつくることを指す。
- ※4 県歯科医師会が、地域の歯科医院では診療を受けることが困難な障がいのある人などを対象として設置している歯科診療施設
- ※5 障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障がい者が、住宅の確保や福祉サービスの調整等により地域で自分らしい暮らしを実現すること。また、その地域生活が継続すること。
- ※6 障がい者が、自らの体験に基づいて相談相手になったり、同じ仲間として社会参加等の支援をすること。

障がい者活躍日本一について

障がい者活躍日本一の評価とは

本県はこれまで「障がい者雇用率日本一」を掲げて取組を進めてきましたが、これからは一般就労に加え、地域生活や福祉的就労、芸術文化、スポーツを含めたあらゆる分野で活動する障がい者を一層応援するため、以下の複数の指標からなる「障がい者活躍日本一」を目指します。

分野	指標	目標値 (R15年度末)	基準値 (R5年度末)	参考 (R5年度末)
44-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	①障害児相談支援事業所数(18歳未満人口1万人当たり)	1 位	8位(R4)	7.3箇所(R4)
地域生活	②精神科病院入院患者の1年後退院率	27位	45位(R2)	82.5%(R2)
	③障がい者雇用率	1位	7位	2.72%
一般就労	④法定雇用率達成企業割合	1位	6位	65.1%
	⑤就労継続支援A型事業所における平均賃金月額	1位	7位(R4)	92,843円 (R4)
福祉的就労	⑥就労継続支援B型事業所における平均工賃月額	1位	6位(R4)	20,145円 (R4)
1田1江に17が6/7	②県による就労継続支援事業所等からの優先調達額(千円)の割合(一般歳出決算額(百万円)に占める割合)	3位	4位(R4)	10.9%(R4)
芸術文化	⑧芸術文化活動を実施している障がい福祉サービス事業所の割合	1位	8位	8.1%
スポーツ	③障がい者スポーツ指導者登録者数(人口1万人当たり)	1 位	3位	4.07人
	総合的な達成状況 ※指標①~⑨までの達成率を平均したもの(目標値=100%)	100%	81.2%	
	全国順位	1位	3位	



「障がい者活躍日本一」に取り組む活動団体

就労継続支援A型事業所ロイヤルウォッシュ~障がい者雇用の拡大~



リネンのクリーニング等を主な業務とする株式会 社リファイン大分は、より多くの障がい者を雇用す るため、関連会社を設置して、より支援環境の充実 が可能な就業継続支援A型事業所「ロイヤルウォッ シュ」(豊後大野市)及び就労移行支援事業所を運 営しています。

リファイン大分の一般社員等と同じ工場内で、障がいのある人も支援員からサポートを受けながら、 業務を担い活躍しています。

各事業所が連携を図ることで、キャリアアップに つながるなど、障がい者の職業の選択肢、一般就労 への可能性を広げています。

就労継続支援A型・B型事業所ひまわり畑 ~農福連携の取組~



社会福祉法人新友会(大分市)は、豊かな自然の中で、農福連携による野菜栽培や漬物の製造等を行う多機能型事業所「ひまわり畑」を運営しています。

農業法人や漬物メーカーと連携し、就労継続支援 B型事業所では高菜栽培や一次加工に取り組み、高 い工賃水準を継続しています。

A型事業所では漬物加工・販売等を行うほか地元 企業と連携した商品開発など、販路拡大に向けて積 極的に活動しています。

農福連携の推進により、障がい者の就労の場を生み出すだけでなく、担い手不足が進む農業分野における新たな働き手としても活躍しています。

*** 社会福祉法人萌葱の郷 ~芸術文化に触れ親しむ機会の充実~





社会福祉法人萌葱の郷(大分市)では、2016年に障がい者アート創作ブランド「アトリエMOE(モエ)」を設立し、県立美術館等での展覧会をはじめ、原画販売やワークショップ、オリジナルグッズの販売を行うほか、ECサイトの運営にも力を入れています。

また、障がい者アートと社会を繋げる取組を続けており、近年では金融機関や複合商業施設など、企業とのコラボレーションも増えています。

作品の制作・発表を行うことで、鑑賞者の反応を 作家や家族に届けることができ、創作意欲の向上は もとより、芸術文化活動を通じた障がい者の活躍の 場の拡大につながっています。

主な担当部局: 生活環境部









(1) すべての人の人権が尊重される社会づくり

10年後の目指す姿

- ◆多様な価値観と生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる 社会が実現している。
- ◆部落差別をはじめとする様々な差別意識や差別発言、差別行為、これらの 結果として生じる不合理な較差が解消されている。
- ◆暴力やハラスメントを容認しない社会が構築され、誰もが不安を抱くこと なく暮らしている。

現状と課題

- ■部落差別をはじめ、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者、医療などを めぐる様々な人権問題がある中で、さらにこれが、情報化の進展などの社会情勢の変化に より複雑・多様化しています。
- ■インターネット上の人権侵害に加え、AIによる人権侵害など、新たな人権リスクも問題視 されています。
- ■人権に関する県民意識調査(令和5年度)では、人権に関心がある人は約7割である一方 で、人権問題に関する講演会等の参加経験は3割弱にとどまっています。人権尊重社会の 確立に向けて体系的・効果的な人権教育・啓発を推進することが求められています。
- ■差別解消3法*1を踏まえ、引き続き差別解消に向けて取り組む必要があります。また、令 和5年には「LGBT理解増進法」が施行され、県では令和6年にパートナーシップ宣誓制 度※2を導入しました。
- ■あらゆる人権問題の解決に向けては、人権教育・啓発のみならず、当事者の現状や思いを正 しく理解し、相談・支援の充実を図るなど、人権施策を総合的に推進する必要があります。
- ■DV^{*3}、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、配偶者暴力相談支援センター等への 相談は年々増加しています。特に女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する社会問題と なっており、暴力やハラスメントの根絶に向けた取組が必要です。



障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法(平成28年4月施行)

一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いが人生のパートナーであるということを宣誓し、県がその宣誓書を受領 したことを証明する制度。公営住宅への入居、公立病院での手術同意など、県や市町村の行政サービスを利用できるようになる。 65%3 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力(ドメスティック・パイオレンス「domestic violence! の略)

主な取組

①多様な価値観を認め合う社会づくりの推進

- ・様々な分野における人権課題に関する教育・啓発の推進
- ・小・中・高等学校等における人権課題についての計画的な 学習の推進
- ・県職員の人権研修の充実と市町村職員研修への支援
- ・人権尊重社会づくりに取り組む県内の個人・団体の顕彰

大分県人権啓発イメージキャラク 「こころちゃん」

②あらゆる差別解消の推進

- ・関係機関と連携した人権問題の相談支援体制の充実
- ・人権尊重社会づくりに取り組むNPO等の活動支援
- ・パートナーシップ宣誓制度の周知・啓発やSNS相談窓口の開設、 交流の場づくりなど、性的少数者への支援強化
- ・プライバシーの侵害や誹謗中傷など、インターネットやAIによ る人権侵害への対応

③部落差別解消の推進

- ・部落差別解消推進法を踏まえた諸問題解決に向けた取組の推進
- ・市町村の隣保館活動への支援や連携した教育・啓発の実施
- ・企業や団体等の公正採用確立などに向けた研修の強化

令和5年度人権ポスター最優秀作品

④暴力やハラスメントの根絶に向けた取組の推進

- ・女性に対する暴力やハラスメントを予防し、根絶する ための広報・啓発活動の推進
- ・DVに対する相談・保護・自立支援体制の充実
- ・おおいた性暴力救援センター「すみれ」による性暴力・ 性犯罪被害者支援の推進



(小学生低学年以下の部)

「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発

七 伍 夕	基準値	目標値					
指標名	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度
企業・団体等が行う人権啓発研修への講師等派遣件数(件)	147	150	153	156	159	162	175
体験的参加型人権学習を受講した児童生 徒の割合(%)	100	100	100	100	100	100	100

主な担当部局:福祉保健部

1 285 Ma**rrit**i











10年後の目指す姿

◆支える側と支えられる側という関係を越えて、住民や多様な主体が自ら参画し、地域の課題解決に取り組んでいる。

(2)誰もが共につながり支え合う地域共生社会の実現

◆ダブルケア^{※1}や8050問題^{※2}、ひきこもりなど世帯の抱える様々な課題に ワンストップで対応できる包括的な支援体制が構築されている。

現状と課題

- ■少子高齢化に伴う人口減少や単身世帯の増加等により、地域における関係性が希薄化し、 支え合い機能が低下するなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ■また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済に大きな打撃を与え、収入減少などで生活に困窮する世帯を増加させるとともに、孤独・孤立の問題も顕在化させ、依然として県民の日常生活や社会生活に影響を及ぼしています。
- ■こうした中で、子育てをしながら親や祖父母の介護にも追われるダブルケアや、高齢の親が無職の子の生計を支える8050問題など、世帯の抱える課題が複合化・複雑化しています。 また、ひきこもりの高齢化・長期化も問題になっています。
- ■高齢・障がい・子育てなど、制度や分野ごとの縦割りを超えて、横断的な課題や制度の狭間にある課題に対しても包括的に対応できる相談支援体制の整備が必要です。
- ■また、困りごとを抱える本人や世帯が、他者や地域、社会と関わり、自分に合った役割を 見出すための多様な接点を確保していくことも求められています。
- ■集落の小規模化・高齢化が進み、集落内の支え合い機能が一層低下していることから、集 落同士で支え合う体制の維持など、持続可能な仕組みが求められています。





出典: H27年、R2年は国勢調査(総務省) R7以降の推計値は『日本の地域別将来推計人 口』(国立社会保障・人口問題研究所) 高齢化率: R5 (2023) 年公表 単身世帯割合: H30 (2018) 年公表

出典:令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査(内閣府)を基に、令和2年度国勢調査人口から大分県内における 生産年齢人口(15~64歳)のひきこもり人数を推計

主な取組

①共に支え合う地域づくり

- ・こどもから高齢者まで多様な地域住民が参加する多世代交 流活動の推進
- ・見守りや相談支援など、企業・団体の地域福祉活動の推進
- ・住民参加型福祉サービス※3など支え合い活動の促進
- ・民生委員・児童委員の活動への支援の充実
- ・福祉ボランティア活動を希望する人への研修等の実施
- ・地域の課題解決に向けて、地域が自ら考え、計画的に取り 組むネットワーク・コミュニティの取組の推進
- ・住宅確保要配慮者の居住支援の理解醸成の推進

②多機関が協働した相談支援体制の整備

- ・地域の複合的な課題等を包括的に受け止める相談支援体制 づくり、相談支援機関相互の連携を図る人材の育成
- ・社会福祉協議会の相談支援やコーディネート機能の強化
- ・ひきこもり地域支援センターの相談・支援機能のさらなる 充実や関係機関の連携強化
- ・社会福祉事業等に従事する職員の確保・資質向上のための 研修等の実施
- ・県域で活動する保健福祉関係団体の拠点の整備



こどもから高齢者まで 多世代にわたる交流



住民参加型福祉サービス による屋根の補修



多機関が協働する杵築市 全世代支援センター「まるっと」

③社会とのつながりづくり

- ・生活困窮者等に対する就労支援や生活習慣の改善など、自立に向けた支援の充実
- ・認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対する市民後見人の養成など権利擁護の推進
- ・県民の住まいと暮らしを支える居住支援協議会※4の設立や支援団体の拡充
- ・建築物や公共施設などのハード面と「あったか・はーと駐車場利用証制度**5」などのソフト面におけるユニバーサルデザインの推進
- ・地域で暮らす住民の孤立化を防ぐ居場所(サードプレイス)づくりの推進

	指標名	基準値		目標値						
		R 5年度	R 6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度		
	包括的な支援体制が整備されている市町 村の数(市町村・累計)		9	12	14	16	18	18		

- 《3 ごみ出しなど生活のちょっとした困りごとを、お互いが気を遣うことなく、有償でお手伝いする地域の支え合い活動
- ※4 高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯、被災者など、住宅の確保に特に配慮を要する人が、民間賃貸住宅等に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう支援する組織。不動産関係団体、福祉関係団体、自治体等で構成される。
- ※5 歩行が困難な人などが、障がい者用駐車場など施設の入口付近の区画に駐車できるよう、県が共通の利用証を交付する制度

(3) NPOとの協働の推進と支援

10年後の目指す姿

- ◆NPO(NPO法人やボランティア団体等)と企業など多様な主体との連携・ 協働により、地域課題を適切に解決できる体制が整っている。
- ◆NPOの人材育成や活動資金の確保が進み、自立的活動基盤が強化されている。
- ◆災害発生時に、NPOが行政や災害ボランティアセンターと連携し、きめ細かな被災者への支援活動を展開する体制が整っている。

現状と課題

- ■人口減少の進行、県民ニーズや価値観の多様化、地域コミュニティ機能の低下等を背景に、地域課題が多様化しています。NPOが行政はもとより、企業など多様な主体とよりー層協働し、課題解決に向けて取り組むことが求められています。
- ■本県のNPOのうち、事業規模が100万円未満のものは約4割を占めており、資金不足などにより、安定した活動が困難なNPOも少なくありません。
- ■NPOの役員の高齢化も進んでいます。活動の継続・発展のためには、若い世代や現役世代がNPO活動に積極的に参画できるような環境づくりも必要です。
- ■自然災害が頻発・激甚化する中、被災者支援に取り組むNPOの果たす役割はますます大きくなっています。迅速かつきめ細かな支援活動を行うためには、災害ボランティアセンターとNPOの協力体制を平時から構築しておく必要があります。





NPOの令和4年度の総支出額



出典:令和5年度大分県NPO団体等の現状把握に 関する調査(大分県調べ)

主な取組

①多様な主体との連携・協働の推進

- ・SNSを活用した若い世代や現役世代への情報発信の強化な ど、NPOの活動に関する県民理解の促進
- ・協働事例の発掘・評価等による協働の成果やメリットの見え る化など、多様な主体の理解増進
- ・協働コーディネーター※1の育成・派遣など、NPOと多様な 主体との協働の機会創出
- ・行政との協働推進のための組織・機能の充実、研修の拡充

②NPOの自立的活動基盤の強化

- ・おおいたボランティア・NPOセンターによる研修・講座の 充実、NPOの活動を支える人材の育成など総合的な支援
- ・会計・労務・税務・ガバナンス等の専門家の派遣など、組織 強化に向けた支援
- ・多様な収入源の情報など、団体の活動に応じた資金調達に関 する情報提供
- ・若い世代の参加に向けた大学等と連携した学生との交流促進
- ・公益財団法人おおいた共創基金など、中間支援団体*2との 連携推進
- ・NPO法人への寄附を促す認定・特例認定や指定NPO法人制度※3の普及啓発

③災害時の連携・協力体制の強化

- ・平時からの顔の見える関係づくりなど、NPO等の関係団体 で構成される災害ボランティアネットワークの強化
- ・NPOと県・市町村社会福祉協議会等が連携した被災者の早期生活再建の活動支援



行政職員のNPO現場体験研修 (防災キャンプ)



専門家(運営アドバイザー)による支援



令和5年梅雨前線豪雨被害に おける災害ボランティアの活動

目標指標

指標名	基準値	目標値						
	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
多様な主体との協働に取り組むNPOの割合(%)	59.6	61.1	62.6	64. 1	65. 6	67.1	74. 6	
NPOと行政(県・市町村)との協働件数 (件)	1,314	1, 336	1, 356	1,376	1,394	1,410	1, 472	

- ※1 地域において、様々なNPOをネットワーク化するなど、NPO、企業、行政等の協働を進めるためのコーディネートを行う人材
- ※2 NPO活動を行う団体の運営や活動に関する助言、援助などを行う団体
- ※3 これらのNPO法人に個人や法人が寄附した場合、税制優遇措置を受けられる制度





自主防犯パトロール隊による

スケアード・ストレイト方式^{※2} による交通安全教育

こどもの見守り活動



(1)良好な治安と安全で快適な交通の確保

10年後の目指す姿

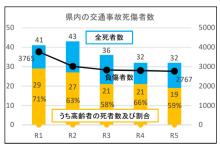
- ◆県民、地域社会や関係機関・団体等との連携により、犯罪が減少し、社会 全体で良好な治安が保たれている。
- ◆交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践、適切な交通環境の整備により、安全で快適な交通が確保されている。

現状と課題

- ■本県における刑法犯認知件数は、令和4年に過去最少を更新しましたが、令和5年は増加に転じています。特殊詐欺被害件数についても、犯行手口の巧妙化等により増加傾向にあります。
- ■依然として、県民を不安に陥れる殺人、強盗等の重要犯罪のほか、重大な事案に発展する おそれのあるストーカーやDV事案も多数発生しており、迅速・的確な対応が求められてい ます。
- ■デジタル化の進展に伴い、新しいサービスや技術を悪用した犯罪が発生するなど、サイ バー空間の脅威も深刻な情勢が続いています。
- ■一方で、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、二次的被害にも苦しんでいます。犯罪被害者等の視点に立った支援策やその権利利益の保護が必要です。
- ■交通事故死者数・負傷者数は、減少傾向にありますが、高齢者が交通事故当事者となる割合が高くなっています。また、こどもが死傷する交通事故や飲酒運転など、悪質・危険な運転による交通事故が未だ発生しています。
- ■電動キックボード等の新たなモビリティも含め、多様な交通主体の安全で快適な通行を確保する必要があります。



出典:大分県調べ



出典:大分県調べ

主な取組

①良好な治安の確保

<安全・安心なまちづくりの推進>

- ・街頭防犯カメラの設置促進など、地域の情勢に即した効果的な犯罪防止・検挙活動の推進
- ・地域住民や企業、団体等と連携した防犯活動の推進
- ・高齢者を中心とした特殊詐欺等被害防止対策の推進
- ・若者を「犯罪に加担させない」取組の推進
- ・ストーカー・DV・児童虐待・声掛け事案等への迅速・的確な対応の強化
- ・国や関係機関等と連携した再犯防止対策の強化

<犯罪検挙、暴力団等組織犯罪対策の推進>

- ・重要犯罪等の徹底検挙に向けた初動捜査体制の強化
- ・匿名化、広域化が進む特殊詐欺検挙対策の強化
- ・暴力団、匿名・流動型犯罪グループ※1等の取締りと犯罪収益の剥奪
- ・科学捜査力や各種捜査支援システムの充実・強化
- ・技術情報等の流出防止に向けた経済安全保障対策の推進

<サイバー空間の安全確保対策の推進>

- ・サイバー空間の脅威情勢を踏まえた広報啓発活動による被害防止対策の促進
- ・迅速・適切な初動捜査によるサイバー事案検挙の推進
- ・サイバー空間における対処能力向上に向けた官民連携の推進

②安全で快適な交通の確保

- ・交通ルール遵守と交通マナー向上を図るための広報啓発・ 交通安全教育等の推進
- ・飲酒運転等の悪質・危険な運転行為の根絶に向けた交通 取締り等の推進
- 安全で快適な歩行・自転車通行空間の整備推進
- 信号機や横断歩道など交通安全施設の効果的な整備推進

③犯罪被害者等の支援策の推進

- ・関係機関の連携による支援提供体制の強化
- ・カウンセリングによる精神的被害回復や犯罪被害者等給付金などによる経済的負担軽減の ための支援の充実
- ・犯罪被害者等の人権や心身の状況への配慮など、二次的被害防止の推進
- ・メディアやSNS等の活用や犯罪被害者週間における集中的な広報啓発活動による県民理解 の増進

目標指標

指標名	基準値	目標値						
1日 1宗 1日	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度	
刑法犯認知件数(件以下)	2, 993	過去 最少値 [2,794(R4)]	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	
交通事故死者数(人以下)	32	過去 最少値 [32(R4,5)]	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	

※1 SNSなどの匿名性の高い通信手段を活用しながら、緩やかな結び付きで離合集散を繰り返しながら犯罪に及ぶ集団

e sasing



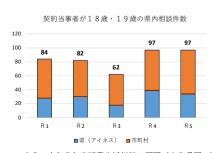
(2)消費者の安心や生活衛生の向上と動物愛護の推進

10年後の目指す姿

- ◆消費者教育や相談体制の充実により、県民が消費者トラブルを回避し、安全な商品・サービスを購入・消費できている。
- ◆商品表示など、事業者に対する監視指導の強化により、安全な商品・サービスが提供されている。
- ◆ペットの適正飼育が進み、犬・猫の殺処分頭数等が減少し、人と動物が愛情豊かに暮らしている。

現状と課題

- ■商品やサービスの多様化により、巧妙な手口の悪質商法やインターネットを介した契約トラブル等に対する苦情相談が、各世代にわたり複雑・多様化、深刻化しています。
- ■成年年齢引下げに伴い、学校や家庭におけるこどもの頃からの消費者教育の充実・強化が求められています。また、高齢者の消費者相談件数が全体の3割を占めており、高齢者への消費者教育も必要です。
- ■消費生活相談体制の充実に不可欠な相談員が高齢化しており、人材の確保・育成が急務となっています。
- ■消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準である品質や価格などの商品表示等は、正しく、分かりやすいことが前提であるため、事業者に対する着実な監視指導が必要です。
- ■入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態が多様化しています。基準値を上回るレジオネラ菌が検出されるなど、健康被害につながる事案も発生していることから、消費者が安心して利用できるよう衛生水準の向上が求められています。
- ■犬・猫の殺処分頭数は減少傾向にありますが、引取り依頼の相談や糞尿による悪臭等の苦情が依然として多く寄せられています。動物がその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」のさらなる啓発が必要です。



出典:令和5年度消費生活相談の概要(大分県調べ)



出典:令和5年度消費生活相談の概要(大分県調べ)

主な取組

①消費者の自立支援

<消費者教育の推進>

- ・学齢期から高齢期までライフステージごとの相談内容の 傾向に応じた消費者教育・啓発の推進
- ・ネット利用の拡大など、デジタル化の進展により複雑化 する契約や巧妙化する詐欺等への対処方法の周知

<消費者サポート体制の充実>

- ・市町村や関係機関と連携した消費生活相談体制の充実
- ・相談員の養成・資質向上研修などによる相談体制の充実
- ・消費者団体などの自主的活動への支援
- ・高齢消費者の被害防止に向けた地域の見守り活動の促進

The second secon

高校生を対象とした消費生活啓発講座

②事業者の意識向上と管理体制の充実

- ・取引行為等の適正化に向けた事業者への指導等の充実・強化
- ・生活衛生に係る講習会の開催など、事業者の意識向上や迅速・的確な監視指導の実施
- ・生活衛生関係団体と連携した事業者の自主衛生管理体制の充実

③人と動物が共生できる社会の推進

- ・おおいた動物愛護センターを核とした小学生等に対する動物 愛護教育の推進
- ・ペットのマイクロチップ装着やしつけなど、適正飼育の推進
- ・多頭飼育者等に対する合同指導など、関係機関と連携した犬・ 猫の適正飼養の推進
- ・市町村やボランティア、関係団体等と連携した犬・猫の譲渡、 さくら猫プロジェクトなど地域猫活動**1の促進



動物愛護教育「命の授業」の様子

74

・避難所へのケージ等の貸出など、災害時のペット同伴避難策の推進

目標指標

指標名	基準値		目標値						
指標名	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度		
消費生活相談あっせん解決率 (県・市町村)(%)	95. 4	96.8	96.9	97. 0	97.1	97. 2	97. 7		
犬・猫の殺処分頭数(頭以下)	564	485	417	359	308	265	125		

※1 特定の飼い主はいないものの、地域住民が去勢や不妊手術を施した上で適正管理する活動

主な担当部局: 生活環境部











10年後の目指す姿

◆食品取扱事業者のHACCP*1による衛生管理、農林水産物の生産工程の見 える化などにより、県民が安全な食品を安心して購入・消費できている。

(3) 食の安全・安心の確保と未来へつなぐ食育の推進

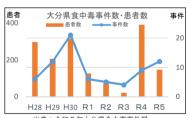
- ◆県民一人ひとりが食品衛生や食品表示に関する正しい知識と食を選択する 力を習得し、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現している。
- ◆地域の多様な食文化や食に関する知識、経験が次世代に継承されるととも に、自然の恩恵と食に関わる人々への感謝の念が広く県民に醸成されてい る。

現状と課題

- ■改正食品衛生法(令和3年6月施行)により、すべての食品取扱事業者にHACCPによる 衛生管理が義務づけられました。しかしながら、食中毒による健康被害は依然として発生 しており、生産から消費に至るまでのフードチェーンの各段階での対策が必要です。
- ■食品の産地偽装、アレルギー表示の欠落、農薬・動物用医薬品の不適正使用事例なども発 生しています。事業者の意識向上や監視指導の強化が必要です。
- ■少子高齢化が進み世帯構造が変化する中、食に関する価値観や暮らしのあり方が多様化 し、健全な食生活を実践することが困難な場面が増えています。県民一人ひとりが食を選 択する力を身につけることが必要です。
- ■古くから各地で育まれてきた伝統的な食文化が失われることが危惧されています。家庭や 地域、学校において食文化の保護・継承の機会を増やす必要があります。

HACCP(ハサップ)とは、事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に

至る全工程において、それらの危害要因を除去又は低減させ、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法



出典: 令和5年大分県食中毒事件録



出典:令和5年度食育に関する意識調査(農林水産省)



出典:食品安全委員会 食品の安全性に関する意識調査(R4)



出典:令和5年度食育に関する意識調査(農林水産省)

主な取組

①食の安全・安心確保の推進

<安全な食品の製造・販売体制の確保>

- ・新規事業者へのHACCPの導入支援、導入溶施設へのフォロー アップの実施
- ・食品取扱施設への監視指導・啓発など、食中毒防止対策の推進
- ・流涌する食品の行政検査による食の安全の担保
- ・農産物の生産工程管理やトレーサビリティシステムの普及・ 拡大など自主管理の推進
- ・有機栽培や化学肥料・農薬の使用量を減らす栽培などの推進

<消費者に向けた適切な情報提供の推進>

- ・消費者への食品衛生・食品表示に関する正しい情報の提供、 リスクコミュニケーション※2の実施
- ・食品表示の適正化の推進と偽装表示対策チーム等による監視 指導の強化
- ・ピクトグラムを活用したわかりやすい食材情報の提供など、 食物アレルギー事故防止対策の推進

②食を選択する力を養う食育の推進

- ・おおいた食育人材バンクを活用した地域の多様な食育の実施
- ・家庭・学校・地域の連携による「おおいた食(ごはん)の日」 を活用した県民運動の推進
- ・若い世代に向けた調理実習の実施など、地域の食材を活用 した「日本型食生活」の推准

③魅力ある地域の食文化の次世代への継承と活用

- ・地域の郷土料理や伝統料理等の食文化の継承
- ・農林漁業体験を通じた地域の農林水産業への理解の促進
- ・学校給食等を活用した地産地消の促進
- ・豊かな食材を活用したガストロノミーツーリズム※3の推進

HACCPによる食品製造の衛生管理



食物アレルギー対応セミナー



バランスの良い食事の学習 (津久見高校)

七 毎 夕	基準値	目標値						
指標名 	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R 9年度	R10年度	R15年度	
飲食店等を原因とする食中毒発生件数 (件以下)	6	0	0	0	0	0	0	
月に1回以上食育に取り組む小・中学校 の割合(%)	98.1	100	100	100	100	100	100	

リスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。関係者の間で信 頼関係を構築することで、リスクの回避や除去あるいは低減につながる。

その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的 とした観光